

平成30年第2回喬木村議会定例会会議録 (第 2 号)

平成30年6月18日(土曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (6番 東原靖雄議員・7番 中森高茂議員)

第3 議員の一般質問

1. 後藤澄壽議員

○農家が耕作できなくなった農地に対する対策など喬木村の農業が当面する課題に対する取組について

○移送支援事業方針の変更にもなう村民意向調査について

2. 櫻井登議員

○ごみの「分別化」を再度、検討しては

○「廃プラ」を復活し処理工程を検討することも考えて

○ごみリサイクルカレンダーを時系列に並べ替えては

3. 木下温司議員

○施設を生かした観光政策について

○健康ポイント制度について

4. 下平貢議員

○今後の人口対策について

○農業者人口の確保について

○農業者向けの住宅確保について

5. 東原靖雄議員

○喬木村の防災マップの活用について

6. 福澤真理子議員

○村の健康課題からみて禁煙支援は

○介護保険の改定を受けて村の対応は

7. 小池豊議員

○消防団活動と火災の際の通報について

8. 佐藤文彦議員

○空き家・空地対策について

○多機能施設「アスポ」について

9. 中森高茂議員

○代替地登録制度の対象者説明会後の取り組みについて

○企業移転後のリニア路線地上防音壁設置個所近隣土地活用と今後の北耕地全般の整備事業について

○伊那山地トンネルの排水について

10. 後藤章人議員

○通年議会について

○電線の地下埋設は可能か

11. 昼神二三男議員

○村のメモリアルイベントについて

○「結婚祝い金」の創設について

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第2回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

地方自治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長の出席を要請してあります。

本日の日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、6番、東原靖雄君、7番、中森高茂君を指名いたします。

=== 日程第3 議員の一般質問 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議員の一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問は通告制です。あらかじめ通告した内容に従い、質問を行ってください。

通告にない場合は、発言を止めることがあります。

議員はルールを守って質問をしてください。

議会基本条例第11条第3項の規定により、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問できることになっておりますので、反問がある場合は、挙手をし、その旨を申し出てください。

なお、質問と答弁の時間は、トータルで40分であります。

質問者及び答弁者は、明確かつ要領よくお願いいたします。

残り時間につきましては、10分前から表示をいたします。

発言の際は、挙手をお願いいたします。

質問者は、質問に入る前に議席番号、氏名を言ってから質問に入ってください。

◇ 通告1番 後藤 澄壽 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、通告1番、後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） おはようございます。議席番号5番、後藤澄壽でございます。

先日、JAを退職された方の案内で、伊久間原を見て回りました。村外の企業の使用しておりますレタス畑、柿畑を見て回ったわけでございます。こうした畑を見ながら、ふとある疑問が湧いてまいりました。このような形で、企業の方針によって虫食い状態でこうした借地が広がっていききました場合、JAが現在構想しております農地集積による伊久間原農業振興計画、この実現が段々と困難になっていくのではないかという疑問でございます。

また、別のある日に、友人と一緒に地域の農地を見ながら、あそこの田は今年から耕されなくなった。こっちの田はもう何年か前から耕されていない。ここの田は耕されているけれど、後継者がいないので、いずれ耕されなくなるかもしれない、という話をいたしました。そして誰もいなくなったというミステリーがございますが、そして誰も耕さなくなったという日が、いずれ来るのではないかという強い危機感を覚えた次第でございます。

そこで、質問でございます。

喬木村の農業が現在直面しておりますこのような問題、課題に対しまして、いま村としてはどのような取り組みを行っておりますでしょうか。質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 答弁いたします。

村の農業が直面する大きな課題は、高齢化及び後継者不在による農地の遊休荒廃化ととらえております。

まず、現状を申しますと、農地面積657ヘクタールのうち遊休農地・荒廃農地は181ヘクタールであり、村内の農地全体の4分の1を超えている状況です。

農業センサスにて2005年と2015年の10年間を比較してみますと、農家数は652戸と15%減少しているのに対し、主として農業に従事する農業就業人口は538人であり、30%減少している状況でございます。農業就業人口の平均年齢は69.6歳であり、こちらは10年間で4歳上昇いたしました。

こうした状況に対し、村では、まず、農地流動化事業として、農地の貸し手と借り手の相談や仲介を行い、遊休農地の発生抑制並びに解消に向け、取り組んでおります。

近年では、個人農家の受け手もなかなか見つからない状況ですので、農地を、企業等法人に貸し出す例もあり、約22ヘクタールほど法人が村内で耕作しているのが実態です。

また、農業の担い手確保を図るため、今年度より補助金交付規則を改め、JA担い手支援室との事業を想定した内容に見直しまして、取り組みを始めているところでございます。

一方で、認定農業者や積極的に農業に取り組んでいる農家に対しては、事業の拡大や農業生産額向上に向けた取り組みが図れるよう、補助制度等により支援しております。

このほか、農地や農業用水路等を地域で共同で管理するために、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業にて、15の集落や組織により、150ヘクタールを超える協定面積で、農村環境の保全活動に取り組んでいただいております。

個々の農家が高齢化等により、それぞれ農地を維持、管理することが難しくなっている中、地域ぐるみで共同で取り組み、個々の負担を軽減することが、今後の農地維持のためには必要になると考えておりますが、人口減少や高齢化、さらには人手不足、後継者不足は、農業に限らず、現在、全国的な問題となっております。既存の制度や枠組みでは、どの産業にかかわらず、進行を止めることも困難な状況であります。優良な農村景観保全のためにも、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

挙手をお願いいたします。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） 詳細な答弁をいただきました。

この間、私どもは喬木村の農業の問題に関しまして、農業委員会の方々、それからJAの方々との懇談する機会がございました。今もお話にございましたけれども、この

懇談を通じて、いくつかの問題、課題が明らかになってまいりました。

まず、今もお話がありましたけれども、農地に関する課題でございます。

遊休農地に関する問題につきましては、村政懇談会でもこれは話題となりました。また、地域の農業委員経験者の方からも、この問題は、ぜひ重点的に取り上げてもらいたいというご指摘がございました。

この遊休農地の中には、地権者が村外に住んでいて、なかなか連絡が取れないという場合がございます。また、連絡が取れたとしてもですね、あの農地は私のものであるから、他からとやかく言われたくはないと、あのままにしておいてもらいたいと言われてしまったり、また、草だけでも刈らせてもらえないかという地区からの申し入れに対して、草を刈るなら地代を払ってもらいたいと言われてしまった事例もございます。

ある農業委員の方からは、土地は、私有財産であるとともに公有財産でもあるというヨーロッパ農民の考え方から学ぶべきではないかという意見が出されております。私たちの土地に対する意識も改革していかなければならないのかなと考える次第でございます。

いずれにしろ、今もお話ございましたが、この遊休農地の問題を解決していくには、そう簡単なものではなくて、いろいろと難しい問題がございます。しかし、喬木村の農業振興ということを考えました場合には、この問題は、避けて通るこのできない重要な問題であろうかと思うわけでございます。

さらに、農業の担い手に関する課題がございます。喬木村の将来の農業の担い手の育成という課題がございます。

子どもの時代に農業体験をしたことが、後に大人になって農業従事するようになるときに、いかに重要な役割を果たすかということが指摘されております。子どもたちの農業体験学習の重要さということでございます。喬木村の学校教育における農業体験学習につきましては、第一小学校、第二小学校とも、とても充実した農業体験学習が行われているということは、多くの人が認めるところでございます。

私自身、第一小学校の農業体験学習を参観させていただく機会がございました。子どもたちと一緒に収穫したスイカをごちそうになりながら、子どもたちが本当に楽しそうに農業体験をしているという様子を参観させていただきました。

一方、地域の方からは、喬木中学では、一昨年からは農業体験学習が行われなくなってしまった。これは非常に残念なことであるという声が聞こえてきております。この

声の中には、かつて中学校の農業体験学習に協力した農家の方の声も含まれております。

このことにつきまして、先日、教育委員会の方に確認しましたところ、確かに生徒全体を対象としました農業体験学習は、一昨年から行われていないということでございますが、職業体験学習の一環としまして、一部の生徒が今も農業体験を続けていると、体験学習を続けているというご回答がございました。

教育委員会におかれましては、こうした地域からの声を中学校の方へ届けていただきまして、また、全生徒を対象としました農業体験学習が新たに復活するようにご尽力いただけますなら、こうした地域の方からも喜んでいただけるものと思う次第でございます。

また、地域の子どもたちに対する体験学習ということも重要であろうかと思えます。

ある地区では、耕作されなくなった土地を地区で共同管理をいたしまして、田植えとか収穫の時期に、地区の子どもたちを集めまして、大人と一緒に作業をしてもらい、農業体験学習をしてもらっているという事例がございます。

こうした取り組みを他の地区へと広げていくことも、課題であろうかと思うわけでございます。

また、NPOたかぎの方では、農家ホームステイということで、長年、村外の子どもたちを農家で受け入れまして、宿泊をさせ、農業体験をさせているという取り組みを続けております。しかし、協力農家は段々ところ減ってきておりまして、現在では5戸ほどになってしまった。また、残された農家からも、高齢化によって、そろそろ限界ではないかという声が聞こえてまいります。

また、新しい協力農家の発掘も含めまして、この貴重な取り組み、日本の農業の将来の担い手を育成するこの貴重な取り組みが、今後とも続けていきますように考えていくことも重要な課題かと思う次第でございます。

また、現在、人口減のこの現状の中で、新しい農業の担い手をいかに確保していくかという課題がございます。

I ターンの就農希望者、これに喬木村に来ていただくためには、こうした方々の相談会などの機会を通じまして、こうした方々がいったい何を望んでいらっしゃるのかということをつぶさに知りまして、喬木村に来ていただくための条件整備をすることが重要であろうかと思うわけでございます。

例えば、こうした方々の中には、空き家を利用して農業をしたいという方々がいら

っしやいます。こうした場合、喬木村の場合には、当事者同士の交渉によって話をまとめるということになっておるわけですが、素人同士の交渉というのは、なかなかまとまりにくく、後になって問題が起こってくることもあるということがいわれております。

そこで、他の自治体が行っておりますように、外部の不動産業者に委託をしまして、こうした交渉の仲介をしていただいたらどうかという意見がございます。このようにすれば、交渉もまとまりやすく、また、後に問題が起こったとしても、法律に基づいて適切に処理をしてもらえるのではないかとということが考えられます。検討すべき課題であろうかと思うわけでございます。

また、国の新規就農者支援法の年齢規定は、45歳未満となっております。新規就農希望者の中には、この適応年齢を超えてしまった方々がいらっしゃいます。こうした方々の支援をどうするか。喬木村独自の支援は可能かどうか、ということを検討することも、これも課題かと思うわけでございます。

また、

○議長（下岡幸文） 後藤議員に申し上げます。通告内容とは外れてきています。事象を要領よくお願いいたします。

○5番（後藤澄壽） はい。

そのようなことで、さまざまな課題がございます。

こうした課題を解決するために、JAの方からは、農業振興組織というものが提案されております。これは、村、農業委員会、JAと関連諸団体で組織するものでございまして、こうした農業振興上の農業を振興していく上で生ずるさまざまな課題を解決するための組織ということでございます。

ただ、これは、伊久間原農業振興計画に関連する形で提案されておりますが、私としましては、これを喬木村の農業振興上の必要なことを協議するという具合に、目的を、組織の目的を拡大いたしまして、仮の名称を喬木村農業振興推進連絡協議会と名付けまして、これを立ち上げることを提案したいかと思えます。

また、この提案は、農業委員会の方からも同様の提案をいただいておりますし、私の周りのJA退職者の方からも同様の提案をいただいております。

そこで質問でございます。

このJA、それから農業委員会などから提案されております仮称、喬木村農業振興推進連絡協議会、これを村、農業委員会、JA、それから関連諸団体でもって立ち上

げまして、喬木村の農業振興上生ずるさまざまな問題、課題に対しまして、定期的に協議をして、解決をしていくというこの提案に対しまして、村としてはどのように考えられますでしょうか、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） ただいま議員からいろいろお考え等をお伺いしましたけれども、質問の内容といたしますと、農業委員会、JAさんなどと定期的に話し合いを行いながら、村内の農業が直面する課題、共通認識を持ち、また取り組み方針等を定期的に話し合っていたらどうかというような質問かと思っておりますので、その点につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

農業委員会につきましては、農政係が事務局を担い、毎月の農業委員会の中で、双方が連携して課題の検討や農業全般について協議を行っております。

今年1月には、議会総務産業建設常任委員会から農業委員会に対し、農業問題について協議の申し入れがあり、「人・土地・将来像」といったテーマにより、ワークショップ形式で課題の検討や情報交換をされたと承知しております。

また、喬木村農業技術者連絡協議会は、喬木村の農業振興に寄与することを目的とした協議会であり、村、JA、農業共済、農業改良普及センター、NPOたかぎの職員で構成しております。この農技連という農業関係者団体の集まる組織でも、毎月定例会を開催し、情報の共有や農業振興に向けた取り組みを行っており、今年度は、遊休農地解消についても取り組む必要があるという点を、年度当初に確認したところでございます。

このほか、JAみなみ信州との間では、新規就農者確保に向けた「南信州担い手確保プロデュース」を、村も加わり、昨年11月に立ち上げたほか、JA幹部の皆さんとは、観光農業を見据え、景観のよい場所で農地を集約化し、新品種の作付け等により新たな取り組みが図れないかなどと、協議を行っているところでございます。

○議長（下岡幸文） 後藤議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告書の内容と外れるというふうに判断をいたしました。通告にないことは、申し合わせ事項に反することですので、次の質問からはルールを守っていただきたいというふうにお願いたします。

後藤澄壽議員。

○5番（後藤澄壽） ここにはそのような形で、いろんな形で協議をしていると思っておりますけれども、JAの提案としましては、そういった組織をまとまってね、協議をしていっ

たらどうかということでございますので、またご検討をいただきたいと思っております。

ところで、農業の年間総生産額は約11億円ということだそうでございます。工業・商業合わせますと、これが109億円になろうかということでございますが、こうした全産業を合わせますと120億円、そのうちの11億円というのは、約1割ということでございます。

したがって、これはやはり全産業のこの振興ということが、最終的には重要なということを認識するわけでございます。喬木村が、この人口減の中にあつて、持続可能な村として生き残っていけるためには、このような全産業の振興を、全村挙げて行うことが必要かなというふうに考える次第でございます。

次の質問は、今年度から変更になりました移送支援事業に関する質問でございます。

この変更につきましては、村政懇談会等でもさまざまな意見が出ていると聞いております。また、村に対しても、直接にいろいろな意見が寄せられているというふうに聞いております。私の個人に対しましても、いろいろな意見が寄せられているわけですが、そこで質問でございます。

このような村民の生活に密接に結びついた施策でございますので、なるべく早い時期に、村民のアンケート調査を含めました意向調査、これをしていただくお考えはございませんでしょうか、質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 移送支援事業につきましては、平成30年度からその目的を、交通弱者に対する外出支援とすることに改め、対象者の見直しを行いました。その中で、交付要件の年齢引き下げなどを行い、幅広い対象の中から移送支援が必要な方へ補助を行えるよう、制度を変更し、対象外となる方への通知や広報、村政懇談会等で周知を行ってまいりました。

その際、給油での補助がなくなったことに対するご意見をいただきました。給油補助につきましては、従来の目的であった通院等へ送迎を行っている家族に対する目的として実施しておりましたけれども、利用実態を見ますと、目的外利用が多かったことから、今回の見直しによりまして、廃止とさせていただきます。

限られた予算の中、持続可能な事業運営を行う必要があるために、従来補助を受けていた方で対象外となる方には、ご理解いただけるよう、ご説明をしております。

議員ご質問の、意向調査を行う考えはないか、ということですが、包括支援

係では、一人暮らし高齢者、高齢者のお二人世帯への訪問を行ってございまして、生活の状況や身体状況など把握に努めながら、状況によっては、免許証の返納を推奨し、車の運転をされている方、車両をお持ちの方に、タクシー券の申請をお勧めするなども行っております。

包括支援係は、介護保険事業所のケアマネジャーや地区の民生児童委員さんなどを通して、また、直接住民の方の声が届く部署でもあります。こういったことを踏まえ、現時点では、移送支援事業のみを対象とした意向調査を新たに行う予定はございません。

今後も事業の実施を通して得たご意見を基に、事業のよりよいあり方について、検討してまいりたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤澄壽君。

○5番（後藤澄壽） このように村民の生活に密接に結びついた施策につきましては、丁寧に住民の意向を確認しながら、一步一步慎重に進めていただければありがたいかなと思う次第でございます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤澄壽議員の質問を終わりました。

ここで再度お願いいたします。

喬木村議会の一般質問は、通告制をとっています。あらかじめ通告した内容にない場合につきましては、発言を止めることもあります。議員の皆さんは、ルールを守って質問をするようにお願いします。

また、明確かつ要領よく質問いただくようお願いいたします。

◇ 通告2番 櫻井 登 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告2番、櫻井登君。

○4番（櫻井 登） 議席番号4番、櫻井登でございます。

5月30日は、語呂合わせによって、ごみゼロ運動が各地で行われ、6月5日は環境の日として定められて、そして、6月の1カ月間は環境月間として位置づけられ、環境保全、美化運動など、啓発に取り組まれている時期でもあります。

また、全県的な運動として、「役立てよう未来へつながるリサイクル」の推進標語に、ごみの減量推進や事業所などでの適正冷房など、運動が進められているところでもご

ございます。

さて、Rの頭文字で代表されます3つのR、リデュース、リユース、リサイクル、その中のリデュース、ごみの減量について、早速質問をさせていただきます。

ごみの「分別化」を再度、検討しては、これをテーマにした質問でございます。

昨年9月、焼却ごみ処理施設が稲葉クリーンセンターに移転し、その後の稼働状況が発表された広域連合会議の資料によれば、本村から排出された委託収集扱いにおいて、本年3月までの半年間に、燃やすごみの排出量は、前年比132%超となっております。ちなみに、広域全体の搬入量は115.64%で、こちらの前年比は、廃プラや古着などが含まれたためと理解をいたします。しかしながら、本村では、重量にして95トンも、前年同期よりも多く排出されていたということは、驚きであり、ごみの減量化を真剣に考えなくてはならないと痛感する次第でございます。

考えられる原因としましては、いくつかあると思いますが、一番大きく影響した原因は、品目の変更だと考えます。ごみの分別化がやっと定着したところで、分別のたがが緩み、廃プラが燃やすごみに入れて出せるということ、軽々に汚れた資源プラも一緒に黄色の袋に入れられるような判断があったのではないかと推測をいたします。

広域連合の中の自治体におきましては、その取り扱い表現にもさまざまありますが、本村では、プラマークの付いたプラ製品は、汚れたものは必ず洗って乾かす。そして、資源プラに出すとの指導方針であり、これは従前どおり、何ら変わりのないことですが、例えば、勤務先が本村以外の他の自治体などの場合で、その自治体の緩やかな表現を拡大解釈され、判断されておられる向きも無きにしも非ずでございます。最終的には、稲葉クリーンセンターに運び込まれるからといって、面倒くさいことは避けて、本来資源プラに分別するべきも、汚れたままの状態で燃やすごみに混入し、その結果が、前年比132%超に膨れ上がったものと結論づけました。

この因果関係から対策を考えますと、分別化を元に戻して、廃プラと資源プラとに区分を徹底して、ごみの減量化につなげるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、広域連合の新しい仕組みの中でも、自治体によってその取り扱いの表現にバラツキも見られますが、本村単独での分別化の復活が可能か否か。さらに今後、広域連合で方針の修正等がありますかどうか、お尋ねをいたします。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） ごみの分別化ということのご質問かと思えます。

最初にですね、数字のお話だけさせていただきますと、ご質問の中にもありましたけれども、132%という数字なんですけれども、これベースになりますのは、28年度のごみの燃やすごみの量と29年度の9月以降の稲葉の数字等を比較したものかと思っておりますけれども、28年度の数字はですね、当然廃プラとかは入ってない数字で、29年度から稼働したものについては、燃やすごみに加えまして、廃プラと古着・古布を足したものの数字でございます。

ですので、28年度の数字にですね、その当時の古着・古布、廃プラを足しますと、106%ということになって、数字的にはなってます。ただですね、ごみの量が増えていることには変わりございません。

ですが、その132の増加の理由が、すべてが廃プラの分別不良とは考えておりません。

で、稲葉クリーンセンターの稼働が始まりまして、まだ半年しか経っておりません。新しくですね、廃プラ等を燃やせる施設になったということで、各ご家庭の廃品処理とかそういったことも進んでおるのではないかというふうに考えられますので、そこのごみの増加の数字等については、もうちょっと様子を見させていただければというふうに考えております。

で、分別をというお話が、改めて分別というお話がありましたけれども、廃プラスチックの分別については、稲葉クリーンセンターの稼働前も後も変えているつもりはございません。あくまでもプラスチックごみについては、リサイクルマークがあるものは資源プラ、それ以外のは廃プラということの区別は、分別については、今までも変わっているとは思っておりません。

ただ、その処理する袋がですね、今まで専用袋だったものが、黄色い燃やすごみに入るようになったということだけですので、そこについて分別化の復活というのは、ちょっと違うのかなというふうには思っております。思っておりません。

ただ、稲葉クリーンセンターの方もですね、受け入れるごみの量が想定よりも若干多いということで、このまま増えてしまいますと、各町村の負担の方が増えるというふうなお話もありますので、村としましても、このごみの量の減量化というものについては、当然取り組んでいきたいと思っております。

今回の地区懇でも説明させていただきましたけれども、プラスチックのごみについて、分別の徹底というものにはですね、改めて啓発等はしていきたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいま答弁いただきました中にお話がありましたように、稲葉のクリーンセンターに移行してからの様子ということで、まだまだデータの的にも少ないと思いますので、そこら辺は様子を見ながらということでお話をいただきましたので、それを見ながら、なるべくそのごみの減量化の方には向かっていけるようなことがいいんじゃないかなというふうに思います。

続きまして、ただいまの質問に若干連動しておりますが、とりわけ廃プラの中でもですね、何と言いましょうか、形の違ったりとか、性質の違ったりとかいうようなものがございまして、先ほど復活ということを申しましたけれども、復活ということを外したといたしましても、その廃プラの形の大きなものとかですね、そういうものがございまして、処理工程を検討することも考えまして、次の質問をさせていただきたいと思います。

廃プラは、その形状や質はさまざまであり、黄色の指定袋に入れて出すように、品目の変更はありましたが、廃プラの分別化を、従前の廃プラの専用袋に用いて出すというようなことを検討いただきたいと思います。

これは前問と関連しておりまして、分別化は資源プラにも通じ、徹底的なごみの減量化を図ることに対しましては、これしかないと考えます。

廃プラを分別して排出し、その後、収集した廃プラは一次処理を施してから、二次処理の焼却をすることが最善ではないかと思えます。

その一次処理とは、破碎することでありまして、つまり、破碎処理をすることによって、燃焼効率の安定化と燃焼コストの低減化を見込むものでありまして、燃やすごみの収集量の平準化と減量化を図り、前年比を抑えるねらいを具体化することにあります。破碎処理としては、紙のシュレッダー処理後の溶解とか燃焼を促進することと同じではないかと思えます。破碎という作業工程は加わりますが、燃焼効率や燃焼コスト面のほか、なんととっても分別によるごみの減量化、これが推進できる合わせ技と考えておりまして、その検討を望みますが、村はどのように考えますでしょうか。

この場合も、村が単独で破碎を考えるか、広域で考えるか。ちなみに、その設備は、小型から大型設備までさまざまありますが、投資をしてまで破碎の必要はないという選択肢もございまして、しかしながら、廃プラの後始末も考えて、併せて分別によるごみの減量化を目指し、循環型社会をつくるためにも、ぜひ検討いただきたいと思います。

すが、相対的によい方策があれば、村の考えをお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（下岡幸文） 答弁願ひます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 廃プラを、容積率低減のために破碎をして、二次処理を施して焼却するという趣旨でよろしいのでしょうか。

○4番（櫻井 登） はい。

○村長（市瀬直史） いま質問はそういう趣旨ということでございますので、それに沿ってお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますが、ごみの減量化を図るということは、まず第一義的には、大変大事なことだというふうに思っております、これは、ごみを出す元を作らないということが一番大事なんだろうと、一義的には思います。

それで、廃プラの袋の復活ということについては、稲葉クリーンセンター、桐林ともに、広域連合の長い時間をかけて、こういう方向でいくという方策を決めたこととございますので、喬木村で廃プラの袋を復活するというと、喬木村独自でその廃プラをどこかへ持って行って処理をしなければいけないということになりますので、現状では考えづらい選択かなというふうに思っております。

現在処理しております稲葉クリーンセンターでは、分別された廃プラを、燃やすごみと同時に焼却処理することによって、桐林ではガス化溶融炉といたしまして、重油を焚いてごみを燃やしていたわけですが、廃プラを燃料として焼却するというところで、大変なランニングコストの低減を図るという試算のもとで、こう処理方法を変えてきたという経緯がございます。実際問題、桐林でごみを焼いていたところと、今の稲葉のクリーンセンターでは、ごみの焼却に関わる費用は半分以下に抑えられているという実態もございますので、これが廃プラを別途処理するということになると、また稲葉ではなくて、桐林のように、重油を焚いてごみを燃やさなければいけないということになりますので、これも選択しづらい道だなあというふうに思っております。

さらに、稲葉クリーンセンターにおきましては、その廃熱を利用して発電をしております、売電を行っているということで、大変大きな売電収入がこのランニングコストの中に投下をされるということで、運営にも大きく寄与しているところでございます。

議員のご提案では、2点あったと思いますが、廃プラを別途破碎等の一次処理をし

て、焼却による二次処理をすることで、ごみの減量化を図っていくということでございますが、これはただ、容積をこう小さくするだけであって、そこに破砕のために施設を造り、人を雇い、運搬に二手間をかけて、最終的には燃やしてしまうというところのメリットが、私には見えてまいりません。

ということで、広域の中では、こんな議論は当然起こるはずもないこととございまして、村単独でということは、実際には検討する余地がないのかなあというふうには思っております。

ただ、冒頭申し上げましたとおり、ごみの減量化ということは、村にとりましても、この地域あるいは日本にとっても、大変大事な目標といたしますか、目的であろうというふうに思っております、まずは商品を購入する際の包装の簡易化だとか、レジ袋を使用しないですとか、入り口の部分でごみを減らす努力が必要なんじゃないかなと、それの方にこう注力すべきだというふうに私は思っております、ふだんの生活の中で、私はこれは必要とございませぬというような意識の徹底を図ることが、減量化につながる一番の近道だなどというふうに思っているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁のお話の中でもありました、入り口の部分で何とかなるようだというところで、一番は家庭からの排出ということとございまして、それが一番大事なことではないかなということは、よく何と言いますか、理解をしておりますし、また、住民の皆さま方もそのようにしていただければ、一番よろしいのではないかなというふうに思います。

では、続きまして、ごみリサイクルカレンダーを時系列に並べ替えてはということで、質問をさせていただきます。

見慣れたものは、感性的に不自由さを感じなくなるものでございますが、一方、人間の心理としましては、順不同よりは順序よく並んでいることは、ごく普通に一般的だと思います。本村のごみリサイクルカレンダーは、分別のくくりによる日付順に作成されておりますが、分別のくくりを外して、品目別・日付順に並び替えると、時系列にできあがり、すっきりしたごみリサイクルカレンダーになると思います。

ただし、8月のみ、ペットボトルと缶・鉄・金物の収集日を入れ替える工夫が必要となります。ここは調整することで足りるのではないかと考えられます。

資源プラの2回目の収集日は、それぞれ日付順に組み込みますと、すべて品目別・

日付順の一覧表が完成して、時系列の見やすいごみリサイクルカレンダーが完成します。

ぜひ一考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） ごみのリサイクルカレンダーにつきましては、毎年12月に
行われております保健環境委員会において、委員の皆さんにご確認いただいて発行の
方をさせていただいております。

現在の形になる際もですね、委員会においてご意見をいただいた結果として、変更
をしたような経過もございますので、今の議員さんのご意見の方、地区の保健環境委
員さんにおつなぎいただいて、委員会でそういった意見が出されれば、検討させてい
ただきたいというふうに思います。

なお、スマートフォンですとかタブレットでご利用いただけます喬木村のアプリが
ございますけれども、その中のごみのカレンダーにつきましては、時系列になってお
りますので、そういったものも活用できる方はご利用いただければと思っております。

また、テレビで放送しておりますいちごチャンネルの中でもですね、データ放送で
時系列のカレンダーを流しておりますし、今日のごみの収集といったものも流してお
ります。テレビであれば、皆さんどなたでもごらんいただけますので、そういったも
のご利用いただければと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

櫻井登君。

○4番（櫻井 登） ただいまの答弁の中にありましたように、私もホームページ等々で確
認をさせていただいております、非常に時系列であれば見やすいなということと思
っておりましたので、こんな話を提案させていただきました。

3つの質問をさせていただきましたが、前述で申し上げました3つのR、リデュース、
リユース、リサイクル、これを絡めまして、循環型社会の実現のために全村で取
り組んで、結果に結びつけていけますように、6月のこの環境月間を改めて意識して、
質問をさせていただきました。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で櫻井登議員の質問は終わりました。

◇ 通告3番 木下 温司 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告3番、木下温司君。

○9番（木下温司） おはようございます。議席番号9番、木下温司です。

最近は、理不尽な事件・事故、こういったものが続いておりまして、心が痛みます。

さて、今回は、2つの質問をさせていただきます。

内容は違いますが、共通していることは、各部署の事業について、事業をどのように活用するか、連想ゲームのように、他の部署の事業につなげていく、こうした発想力、企画力で、施設の有効活用と喬木村への集客へ向けた情報発信をしていくことについて伺います。

一つ一つの内容は小さいことかもしれませんが、観光による政策は、国も県も挙げて取り組んでおります。この7月から9月にかけては、信州デスティネーションキャンペーンの後継事業として、信州アフターDCが始まります。民間では、こうした発想がないと企業は継続できません。

一つの事業、施設をどのように生かしていくかについて、今回質問させていただきます。

また、ポイントの企画についても、利用者、住民の意見を踏まえ、活用しやすい地域経済にも貢献できるような取り組みも必要ではないかと感じます。

それでは、最初の質問、施設を生かした観光政策についてということで、質問をさせていただきます。

九十九谷のくりん草祭りも、今年も多くの観光客の皆さんで賑わいました。あそこのロケーション自体が、非常に森林浴、それからその谷間に咲く花の色と相まって、訪れる人の癒やしになっているのではないかなあという気がいたします。

また、花のない時期でも、6時ごろになりますと、バードウォッチング等で訪れる方もいて、喬木村の魅力ある公園として親しまれております。

さて、昨年度事業として、園内には信州森の小径整備事業として遊歩道が完成しました。これは、森林税を活用した事業費は約920万円、森林浴、健康づくりなどにも利用が期待されます。

ただ、少し残念だったのは、くりん草と一緒に咲く、一番きれいに咲く大株のシャクナゲが切られてしまっていたこと、これは一部ですけれども、そういった点。あるいは木道沿いの伐採木が散乱していることなど、公園としての整備が気になる場所です。

このことはともかくとして、こうした施設を有効活用する対策が必要と考えます。

このところ、国も県もまた広域連合も、観光産業へ力を入れています。これは、経済効果と交流人口の拡大により、地域の魅力を体験し、定住への足がかりになることを期待しています。

喬木村でも、リニア・三遠南信道など、大型プロジェクトが進行する中、何かしら将来にわたった誘客対策が必要と考えます。

現在、春のいちご狩り観光は、5万人を超す一大産業となり、夏のブルーベリー狩り、秋のりんご狩りと、四季を通じた体験観光が、農業から産業へと拡大しています。

これは通告してありませんが、今年初めて、南信州観光公社で企画いたしました「南信州花めぐりの旅」というので、これは名古屋発着のツアーですけれども、19名の皆さん方が参加をして、喬木村のくりん草と上平のダリアの摘み取りということを中心に、ただ、食事の場所は村外という形でしたけれども、大変好評だったというふう聞いておりますが、そういった観光係の方でリサーチされているかどうかは、これは通告してありませんので、またお聞きをしたいと思います。

さて、今後の観光行政と事業の生かし方について伺います。

前の組織、建設課の環境森林係の事業として、森の小径事業が完成したわけですが、この報告を受け、産業振興課商工観光の部署では、この施設をどのように売り出していくか、発想の展開をされたのでしょうか。

とかく担当部署以外の事業については、あまり関心なく終わってしまうことが多いと思います。しかし、この事業が始まった時点で、観光を担当する部署としては、観光に生かそうとする発想が生まれたのか、生まれなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 昨年度、九十九谷森林公園内で施工された信州森の小径整備事業については、森林税を活用した事業ではありませんが、県の補助事業により遊歩道の修繕等を中心に整備され、くりん草園のエリアは概ね歩道整備が完了したと認識しています。

この事業は、年度末の3月に完了したこともありますが、毎年、くりん草祭りで多くのお客さんが公園を訪れるものの、場内の遊歩道等が荒れていたため、維持修繕の意味合いが強く、今年5月のくりん草祭りは、場内が整備され、環境が整ったと受け止めたのが率直なところです。

お尋ねの観光に生かすの点につきましては、くりん草園の案内マップに、ハイキングコースとして掲載をさせていただいております。

また、くりん草園からは、村道を挟んだ反対側の洞になりますが、昨年度、緑の募金により、アジサイを300本植えておりますので、村としましても、今後、計画的に周辺を整備していくよう、考えているところでございます。

○議長（下岡幸文） 木下温司君。

○9番（木下温司） いま答弁いただきましたように、確かにくりん草マップには載っていたんですけども、利用者側に立ったマップというよりも、ある程度できましたというような感じのマップでした。ですので、やっぱり歩いてみた人たちから、看板もないので案内もあれだとか、いろんなご意見が出ておりましたけれども、まだ完成したばかりですので、また今後、そういった利用者の意見も聞きながら、改善をしていく必要があるのではないかなあという気がいたします。

また、県の南信州地域振興局が発行した「ここからはじまる南信州の魅力ある旅」、これはA4判のフルカラーで5,000部が発行されました。内容は、飯田下伊那地方の四季折々の観光モデルコースをまとめたもので、各市町村職員の観光係や地元ボランティアガイドから聞き取ったスポットの魅力が盛り込まれているということです。

ただ、喬木村は、その中に小さくブルーベリー狩り、これは飯田市のコースの一部として、氏乗の雨沢のブルーベリー狩りが載っているだけで、せっかくの観光ガイド、喬木村の魅力はほかにもあるものと考えます。

観光係の営業力、情報力で、村を売り込む姿勢が必要と考えます。

今回の情報誌にはどのように関わったのか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 紹介のあった観光ガイドにつきましては、議員ご指摘のとおり、県の南信州地域振興局が発行したのですが、発行部数は5,000部と数が限られ、配置箇所についても、県外を含めた道の駅等であり、取り組みとしては小規模であるという感じがいたします。

このガイドの発行について確認しましたところ、飯田下伊那の広範囲な中で点在している観光地を、季節・地域ごとに少しずつつなぎ、体験型を中心として、プレミアム感・お得感を持たせたモデルコースのパンフレットを目指し作成した、というのがコンセプトのようです。

作成にあたっては、各市町村の担当者、観光業をされている方を含め、ワークショップ形式に、地元しか知り得ない情報も含めて多数提案された、ということですが、その中から、地域振興局において、商品として提案するにあたっての商品価値や安全面等々も考慮する中で、カテゴリーごとにモデルコースを作成した、ということのようです。

また、コース提案後には、秋コースにて、実際に村の担当者が試行体験に参加をいたしました。

県の担当からは、広い地域で多くの観光スポットの提案をいただいた中からピックアップさせていただいた、と聞いております。

パンフレットの中では、喬木ではいちご狩りとブルーベリーが掲載されているかと思えます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） また、これも連想的な発想という形になるかと思えますけれども、この施設を生かしたスポーツイベントにつながる発想もできるわけです。

前の担当部署、建設課、産業振興課、商工観光係からの情報を受け、スポーツクラブでは、ウォーキング、トレイルランなどの企画をすることにより、交流と喬木村への魅力度が増すのではないかと考えます。

南信州広域連合が発行している伊那路・木曾路トレイルガイド、14市町村のうち9市町村が載っていますが、残念ながら喬木村は載っていません。

これも担当部署のアピール不足と考えます。村外職員が増える中、喬木村の魅力を発信する意識が薄いのではないかと考えます。

各地で企画されているマラソン等のイベントについては、一般質問でも何度も取り上げられましたが、喬木村では難しいとの答弁をいただいています。しかし、ウォーキングやノルディックウォークなどは企画できるのではないかと考えます。たかぎスポーツクラブ等を中心に、大会または情報誌への提供など、考えてみてはいかがでしょうか。

スポーツは、健康志向にもつながるために、こういったウォーキング等も増えてきておりますけれども、こういった情報誌への提供などを考えておられるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） スポーツイベントに生かせるのではないかとといったご提案、ご質問をいただきました。

たかぎスポーツクラブでは、以前に、富田地区、伊久間地区を中心にしたコースを歩くノルディックウォーキング大会を開催しております。

また、最近では、阿島里山公園から豊丘村のてっぺん公園までを歩くウォーキング大会も企画しましたが、雨天のため中止となってしまいましたが、申込者が多くありましたので、関心の高さを感じております。そういったことから、今年の秋にも再度計画をしたいというふうに聞いております。

今回整備しました森の小径などを有効活用するために、ウォーキング大会などの企画をご提案いただきましたけれども、たかぎスポーツクラブでは、今年の4月から6月まで、定期活動としまして、村内のさまざまな場所、伊久間の堤防やポピー園、くりん草園を歩くウォーキング教室、ウォーキング活動を行っております。

今後は、ウォーキングからノルディックウォークに切り替えまして実施していきたいと聞いておりますので、今回整備しました森の小径もコースの一つとして考えて、積極的に活用していきたいと考えておりますので、活用していきたいと思っております。

ウォーキングやノルディックウォーキングのイベントの実施につきましては、公民館やスポーツ推進委員、たかぎスポーツクラブを含めて、今後、開催を検討していきたいと考えております。

それから、ウォーキングコースやトレイルガイド、ウォーキングコースをトレイルガイドなどの情報誌へ掲載しては、という点につきましては、喬木村の魅力を発信するという観点からも、村民の健康維持増進という観点からも、大変重要であるというふうに考えておりますので、観光担当と社会教育の担当が連携することはもちろん、最近では、総合計画のプロジェクトチームの中で、登山道の案内看板を検討しております。

また、役場職員の中でも、若手の登山愛好家が増えておりまして、先日、くりん草の原生地でありますくりん洞へ登山で行っておりますので、そういったウォーキング等に関心の高い職員、それから担当職員を交えて、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 前向きな答弁、ありがとうございました。

喬木村でもノルディックウォークの会員の皆さん方が結構いまして、各地へツアーみたいな形で行って歩いているようです。こういった方を中心に、またそういったクラブ等を運営していけば、また村外からも多くの人たちが集まってこれるのではないかなあというふうに感じます。

せっかく整備された小径です。利用して初めて施設が生きてきます。利用しないと、雑草が生え、遊歩道の木などが腐ってしまい、せっかくの投資が無駄になってしまいます。そのためには、各部署がリレー的にアイデアを出し合い、この事業が終わったら、次の部署では、その施設を生かし、どのように利用できるのか。また、その情報をどのように発信していくのか。先を見込んだ発想力と企画力、行動力で、森林公園の魅力伝える努力をしていただきたいと思います。

最後に、九十九谷のくりん草園を含め、喬木村の魅力発信には、森の小径散策路、棕の散策路などウォーキングなどの魅力と、マレットゴルフ等を組み込んだ健康づくりと観光を結びつけたパンフなど、利用者の視点で作成していただければと思いますが、いかがお考えでしょうか。

これは、喬木村の魅力を発信する喬木村の観光ガイド、あるいは観光マップとしてのそういった制作のお願いでございます。答弁をお願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 村の施設の維持管理あるいは活用に向けたPRについては、所管する担当課が行うことが当然であると考えます。

一方で、今回、議員からご指摘のありますとおり、村内の施設等を観光や健康づくりの視点から取り上げて、多数の資源を結びつけた提案も、今後の活用において必要な切り口ではないかととらえております。

利用者の視点でどの指摘もいただいておりますので、担当としますと、移動方法や駐車場、トイレや水飲み場、先ほどは看板、案内経路等のお話もいただいておりますけれども、こういった点も含めまして、観光に活用できるか、という側面からも検討が必要ではないかと考えるところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 観光コースの設定ということは、我々の視点だけではなくて、利用者の視点ということもあるんですが、例えば、交流センターから棕記念館、棕記念館からアスポ、そして資料館へと、点から線へ、線から面へ広げることによって、また新たな散策路、あるいはそういった寄れるところというか、観光施設へもつながっていくのではないかなというふうに考えます。

いろいろ申し上げましたが、くりん草祭りには、広島、千葉や東京、名古屋、県外客、県外各地から大勢訪れていただきました。九十九谷の谷間のロケーションと小鳥のさえずり、都会の人にとっては何にも代えがたい感動であったという意見を伺いました。

いちご狩りもそうですが、交流の中に、喬木村に足を運んでもらえる態勢づくりが必要で、棕記念館の来館者数も、平成20年から平成28年にかけては段々と減ってきています。喬木村の持つ素材を生かした観光行政への発想の転換が望まれます。高速交通網整備後の対策は喫緊の課題です。

以上で1つ目の質問を終わります。

次に、健康ポイント制度について伺います。

昨年度、国民健康保険に加入されている20歳以上の皆さんを対象に、健康づくりの習慣と意識向上を目指して始まった健康ポイント事業、検診を受診したり、健康のために努力をしたり、成果を出すことによってポイントがもらえ、その貯めたポイントで特典がもらえる。これは大変よい制度と感じています。

また、たかぎスポーツクラブの連携により、体力強化と健康維持への態勢強化が一層高まる事業と考えます。

さて、施行から1年、現在の状況について伺います。

現在、利用者の反応はどのようで、ポイント交換の状況はいかがでしょうか。伺います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 平成29年3月から開始しました喬木村健康ポイント事業は、開始から1年が経過いたしました。

平成29年度の集団健康診断の際には、国保の加入者約330名、対象者の約26%にあたりますけれども、ご参加をいただいております。

検診受診がポイント獲得の主となっておりますけれども、血圧記録や運動の継続に取り組んでいただいて、役場窓口に来庁され、ポイントの付与を受けられる方や、新たな記録用紙をお持ちになる方もいらっしゃいます。

特典への交換条件ですけれども、現在6名の方に6ポイントで交換できる旬菜健康定食の試食券へ交換していただいております。事業が2年目となり、ポイントが増えてくる中で、12ポイント、20ポイントの特典を選ばれる方も、今後出てくると思われまます。

初年度ということで、利用率等がまだまだ高くありませんが、国民健康保険の加入者の多くの皆さまにご利用いただけるよう、今年度も、これから始まるがん検診、特定健診での説明、いちごチャンネルなどを通じた広報によって、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） まだ1年目ということで、浸透してない面もあるかと思っておりますけれども、ぜひこれが有効に活かされるように、ポイント制度の学習をしていただきたいと思います。

この事業は、保健福祉課健康推進系の事業として始めましたが、もう少し幅を広げてみてはと考えます。村内の関連する事業、商工会との連携による商品の充実など、村民にとって魅力ある事業となれば、さらに充実したものになると考えます。ポイント事業の拡大と貯めたポイントの商品内容の充実を図ることにより、村民の意識や参加への意識も向上するのではないかと思います。

これは、生坂村の事例ですけれども、生坂村では、村の各種懇談会や健康づくり事業、祭りのボランティアに村民の参加を促すポイント制度を始めています。これは、この健康づくりポイントを基礎として始めたようです。

スタンプ式のポイントを貯めると、商品券や入浴券などと交換できる仕組みで、対象は、村政懇談会、乳幼児健診の受診、村内の献血などで、1回につき10ポイントもらえる。喬木村の現在のポイント形式とは若干異なります。消防団員が出初め式や総合訓練に参加したり、国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者が人間ドックを受診したり、これらは喬木村のメニューにも入っている、一部入っているところです。場合も10ポイント、介護予防教室や健康講座への参加は2ポイントが受けられる。50ポイントで、村内で使える商品券500円分や、村内の施設の入浴券と交換でき、

100ポイント集まれば、村営バス回数券1,000円と交換できる仕組みです。

生坂村では、人口が減る中、村政や村事業への村民の関心を高めたい考えで、健康づくり事業への参加を促すポイント制度導入する県内の自治体の事例を参考に、この事業を考案したようです。特に女性へのアピールをねらったといい、村政への関わりを持つ人が増えてほしいと期待をしているようです。

現在、村でも村政懇談会、議会改革の一環として夜間・休日議会等を開催し、村政への参加意識を高め、議会への理解を深め、懇談会や傍聴への参加をお勧めしていますが、こうした取り組みができれば、より効果も上がるのではないかと思います。

ただ、こうした事業展開には、一担当部署だけではクリアできる問題ではありません。前段でも申し上げましたが、村民に関心を持ってもらい、地域との連携を図る上でよい企画と考えますが、利用拡大や関心を深めるため、健康づくり事業をベースに、ポイント対象の幅を広げてはとありますが、村としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 現在行っております健康ポイントの事業は、国民健康保険の保険者努力支援制度の一つとして、国民健康保険の被保険者を対象に行っていますことから、生坂村のケースは、保険者努力支援制度を包含しつつも、趣旨が異なるかなというふうに思っています。

ただいまご紹介をいただきました生坂村のように、対象事業、特典、商品ともに幅を広げれば、ポイント事業への参加者も増えるものというふうには予想はされますが、一方で、本来の健康づくりにつなげるという趣旨がぼやけてしまうようにも感じております。

仮に実施する場合には、消防団への付与が団員の増加につながるのか、ボランティア活動へ付与することがボランティア活動の活性化につながるのか、といった対象事業とその効果を見極めて実施する必要があるのではというふうに思います。

現在行っております健康ポイント事業、まだ2年目でありまして、今後、周知と活用を力を入れて、さらなる健康増進につながることを最優先に、議員ご提案のポイント対象の幅を広げることについては、今後の検討課題としたいと思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） いろいろと事業の内容、それから事業の状況によって、その対象とい

うものも違ってくるかと思えます。ただ、できれば利用者の人たちの期待感が持てるようなそういった部分も、これ、利用者の幅広いリサーチをしてみないとちょっとわかりませんが、つなげていくことも大事なあとというふうに思います。

もし、こういうようなものを展開するということになれば、商工会等の協力が必要です。商品の掘り起こしや幅を広げることにより、経済効果にもつながると思いますが、いかがお考えでしょうか、ということで、今ご答弁いただいておりますが、もう一度その辺についてお伺いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 商工会等経済効果と問われておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

まずは、この健康ポイント事業は、はじめにもありましたとおり、国民健康保険被保険者に対する事業となっているため、要綱において、健康の保持増進につながる特典の提供と、範囲が限定されております。

こうしたことから、議員お尋ねの点に関しましては、商工会に加入する飲食店、仕出し業者の皆さまと、バランス食・減塩食の提案・提供ができればと考えているところでございます。

しかしながら、現時点では、健康推進係等役場内で検討を行っている段階のため、実施にあたっては、商工会とも協議をさせていただき、検討していく必要があると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

木下温司君。

○9番（木下温司） 事業には、新たな予算計上やそういった各部署の連携が必要になるかと思えます。事業自体、今年度途中から変えることはなかなか無理かと思えますが、来年度へ向けた取り組みとして、検討していただけることをお願いを申し上げます。

もう一つ、現在のポイントカードは、もしこういうことで幅を広げるということになりますと、現在のポイントカードは、健康ファイルに合う規格サイズとなっておりますので、現在の対象では持ち運びには支障がないと思えますが、ポイント事業の拡大によっては、体裁を、お薬手帳サイズとか、持ち運びに便利なものに変更が必要と考えます。もちろんコストもかかりますので、関連する部署、利用者の意見を聞いて、より効率のいいポイント制度になるよう、せっかくの事業、ポイントを貯めながら、

村政、議会への参加意識が高まればと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で木下温司議員の質問を終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午前10時30分といたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時30分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 通告4番 下平 貢 ◇

○議長（下岡幸文） 通告4番、下平貢君。

○2番（下平 貢） 議席番号2番、下平貢であります。

私からは、3点ほどお聞きをいたします。

まずはじめに、今後の人口対策についてということで、お伺いをいたします。

ここ数年の人口の減少は、当村においても、予想を超えて加速的に進んでいると感じております。かつては7,000人を数えた人口も、平成22年には6,692人、平成27年には6,310人、そして本年はついに6,200人を割り込むという、そういった状況となっております。

人口減少の課題は、当村のみの課題ではないわけではありますが、長年にわたり当村においても人口増加策においては、さまざまな施策が試みられてきたと感じております。若者定住住宅の斡旋なども一つの施策で、ある一定の効果を上げつつも、課題を残したところでもあります。今後もさまざまな仕掛けを続けていくことが、大切と考えています。

移住・定住者の増加を見込むために、村が推進しているICT教育のように、教育環境の整備の強化による村政への関心度の高まりを上げていったことは、村内外においても注目をされました。このように、何か一定の目的で整備していくことによって、人口の増加を図ることは大切であると考えております。

そこでお伺いをいたします。

今後、どのような施策で人口増加を図っていくのか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 平成27年10月に策定をいたしました、南信州喬木村まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、人口減少を人口増加へ転じさせることは困難であるという大前提のもとで見通しを立てておりまして、人口の将来展望としまして、22年後の2040年度に4,653人まで減少するという国の機関の予測を、5,654人までの減少にとどめたいという目標に設定をさせていただいております。

目標人口を達成するためには、今年度時点で6,410人が必要なところ、実際には24人少なく、6,386人となっております。ただ、国の機関が想定をしております喬木村の将来予測人口の中で、今年度の予測は6,304人とされておりましたので、そういう意味では82人、この数値よりも大きいということで、村が行っております人口対策も一定の効果があったものと思っております。

この人口ビジョンと併せまして、将来にわたって自立した村とするために、総合戦略を策定をして、4つの基本目標を掲げさせていただき、さまざまな事業を実施をさせていただいております。

その中で掲げております合計特殊出生率でも、平成26年度の1人当たり1.65人という数字でございましたが、平成29年度は2.07と大きく成果を上げているものですとか、年間の転入者数、26年度の166人に対し29年度には170人と、少しずつではありますが、成果を上げているものもある一方、まだ成果が上がってこない分野もございます。

一番の課題は、何ととっても、出生から死亡を引いた自然増減が、毎年50人前後マイナスになってしまうということでございます。簡単に言いますと、50人くらいの方がお生まれになるんだけど、100人くらいの方がお亡くなりになっていくということで、この自然に減っていつてしまうものが、約50人くらいずつ毎年発生してしまうということになっております。

村では、妊娠期から始まりまして高校卒業まで、切れ目のない子育て支援に力を入れておりまして、3人以上の子どもを持つ世帯も多いと感じるものの、晩婚化だとか生涯独身の方という方がどんどん増えておりまして、トータルでは、これ以上の減少を食い止めるというのが、現実的には難しい状況となっております。

一方、転入から転出をこう差し引きをしました社会増減で考えますと、平成28年

度がマイナス2人、29年度がマイナス10人と、比較的小幅に収まっております。

しかしながら、村内の状況を見ますと、賃貸住宅が少ない一方で、飯田市に近いために大変人気が高く、空きができてはすぐ埋まってしまう状況が、今の賃貸住宅の喬木村の状況だというふうにお聞きをしております。

また、住宅を建てるにも、住宅用地の選択の幅が少なく、泣く泣く村外へ家を建てるケースもあるというふうにお聞きをしておりますので、住宅・宅地の確保ができれば、社会増減をプラスに転ずることも可能ではないかなというふうに考えているところでございます。

喬木村は、豊かな自然を有するとともに、リニア中央新幹線の開業ですとか、三遠南信自動車道の開通に期待ができて、これが大きな強みであるとともに、ICT教育の成果など、世の中に幅広く発信することによりまして、人口減少の進み具合を少しでも緩やかにして、住民の皆さまが希望を持って、安心してこの村で住み続けられるように、まずは総合戦略で掲げられました基本目標の実現に向けて、一步一步確実に事業を実施してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） ただいまお伺いしましたように、今後も産業、福祉、教育、そして土地利用計画等々、さまざまな可能性のある限りの策を講じていただきたいというふうに期待をするところでございます。

次に、そうした観点から、農業人口の確保について、質問をいたします。

2015年農林業センサスによりますと、喬木村は459ヘクタールの耕地面積を有しております。その中にありまして、高齢化により農地の保全がますます危ぶまれていることは周知のところでありまして。このまま進みますと、農地荒廃へと進み、喬木村という里山風景さえ、荒廃の恐れがあります。

農業人口を増やすことが、農地を守り、里山を守る唯一の策と私は考えます。

喬木村の人口を増やす施策の一つとしても、農地と向き合える人、家族を増やすことが身近でできる最短の施策だと考えますが、村として、今後どのような施策をお考えか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 後藤澄壽議員のご質問の際にもお答えさせていただきました。

が、農家の高齢化と後継者不在による農地の荒廃化が、村内農業における最大の課題と認識しております。

このように、全国でも農業の担い手が不足している中、まずは、南信州を就農先に選択してもらうことを目的に、飯田下伊那管内8市町村とJAみなみ信州にて、昨年11月に、南信州担い手就農プロデュースが立ち上がっています。今までは村単独で担い手の確保に取り組んでおりましたが、連携することにより、昨年度は、東京、名古屋、大阪の大都市圏における4回のイベントへ出展いたしました。

例年では30名程度の方と相談できる実績に対し、昨年は約140名の方と相談を行うことができ、例年と比べ、大きく喬木村及び南信州のPRを行うことができました。

さらに、南信州への就農に関心を持たれた方に対し、現地訪問会を2回ほど実施し、より一層本地域での就農を希望してもらえるような取り組みを行いまして、昨年度は、主に中京圏から5名の方を、JA就農研修へ迎え入れた状況でございます。

また、Iターン・Jターン者だけでなく、地元で就農を考えている方を対象に、本プロデュースと地域内10の農業法人で南信州就農相談会を実施するなど、より就農への魅力を伝える体制を整えております。

このほか、既存の新規就農者住宅支援に加え、村の新たな担い手支援として、農業研修を行う研修生並びに指導者について、本年度より研修の対象範囲を拡充したほか、他地域にはない、農業用ハウスに村で貸し付けを行う強い農業経営のための施設栽培応援基金等、施設栽培を軸とした農業振興策により、豊富な農家支援制度や村の魅力を発信する中で、新規就農者の確保を図るとともに、個人だけでなく、農業法人の誘致による利用集積並びに遊休農地対策も併せて行っていく必要があると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） やはりそういった一つ一つの積み重ねといいますか、PRも含めて施策が、あきらめずに積み重ねていくことが大切だなあというふうに感じるところでございます。

そうした中で、一生懸命ですね、担い手を募ってまいりましても、なかなか住宅問題で行き詰まって進展していかない。そういったところが、私の3番目の質問につながっていくわけでございます。

そうした農業者向けの住宅確保について、お伺いをいたします。

これまでも、先ほど申し上げましたように、農業者を募りましても、ゆくゆくは住宅問題で行き詰まってまいりました。そうした例を私も数多く経験をしてまいりました。

そこで、私は、若者定住住宅で募集したときのように、今後、農業者向けの住宅斡旋ができないかと考えます。これには二通りの住宅の考え方ができると思います。

まず一つは、若者向け、特に高校や大学を出たばかりの人たちに向けたもの。もう一つは、ある程度の経済力があり、住宅取得が可能な方への斡旋。大別すれば、この二つがあると考えております。

若者向けにつきましては、どちらかといえば、学生寮的な研修道場の場となるような住宅がよいのではないかと考えます。居住空間の共有と農機具などの機器の共有ができる環境が必要ではないかと考えます。

後者につきましては、戸建て住宅と考え、いずれにしましても、喬木村に移住してもらえる環境づくりが大切だと考えます。

このように、目的を持った住宅整備について、空き家対策も含めて、村の見解をお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

松島産業振興課長。

○産業振興課長（松島淑宜） 先ほどの答弁にて申し上げました、南信州担い手就農プロデュースにつきましては、1年間の実地研修を行った後、翌年からは、各研修生が市町村を選び就農することとなります。その際の課題として、各市町村共通することは、農業を営むための住居があるか、ということになります。

村としましても、村内農家の皆さんが持つ施設栽培技術を強みに、一人でも多くの新規就農に結びつけていきたいと考えているところですが、案内できる住宅あるいは空き家については、物件がなく、大きな課題となります。

また、就農当初の担い手にとっては、まだ収入が安定していない状況の中で、いかに安い賃金で入居できるかについても、選択肢として重要になります。

現時点では、農業者向けといった対象を特化した村での住宅整備は、難しいのではないかと考えているところですが、既存の村の教員住宅等で空室があった場合には、新規就農者確保のため、期間は限定するものの、低価格での入居を認めるなど、村でも支援ができるのではと考えます。

なお、村に登録されている空き家情報についても、農家に適した物件であるか、留意していくとともに、これらの情報以外にも農業委員さんからの地域の情報等収集に努め、担当しても個々の状況に応じた相談や案内等、親身に対応していく必要があると考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

下平貢君。

○2番（下平 貢） 農業の抱えるさまざまな施策に対しまして、結局のところは、そこで暮らしを総合的な流れで支えていく仕組みづくりという、いわゆる居住空間や生産現場、暮らし全体の仕組みをつくるのが大切であると思います。

数々の課題を抱えて、限られた予算の中で、どこに重点を置いていくかは、ある意味、永遠のテーマではありますが、喬木村の大地から生まれる生産の喜びと生活の充足感こそが、これからの施策のポイントにつながると考えるところであります。

できれば、もうひとつ踏み込んだ施策に期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で下平貢議員の質問を終わりました。

◇ 通告5番 東原 靖雄 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告5番、東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 議席番号6番、東原靖雄。

質問事項は、1番の1項であり、関連して4点ほど質問したいと思います。

6月1日から、元へ。

喬木村防災マップの活用について。

6月1日から30日までは防災月間であり、全国的に災害の注意を呼びかけております。

まず一つ、今年度4月に配布された防災マップは、全村3分割され、阿島・伊久間・小川地区、加々須・大島地区、富田・大和知・氏乗地区とされ、わかりやすい防災マップと感じています。災害は忘れたころにやってくるといわれています。いつ起きてもおかしくないゲリラ的豪雨は、住民の皆さんはその恐怖感があると思います。

このたびの防災マップを活用することで、安全な避難を行い、災害から身を守ることが出来ますことを願います。

この防災マップを活用した防災リーダー研修、地区別防災研究会が、どの時期に、

またどのような内容で行われるか、ご質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 防災マップにつきましては、昨年発表されました国の機関による新たな浸水想定区域の発表を受けまして、約10年ぶりに改定を行い、村の文書配布に併せまして、先日、全戸に配布を行ったところであります。

ご質問の防災リーダー研修及び地区別防災研修につきましては、この防災マップに記載されました指定避難所におきまして、自主防災組織が自主的に避難所を運営するための知識を深め、また、方法を習得することを通して、いわゆる共助の意識のさらなる醸成が図られることを目的としております。

研修は、大きく2つに分けられておりまして、自主防災組織の役員の方を対象としました防災リーダー研修会と、自主防災組織の役員に加え地域の方を対象とした地区別の研修会を行います。

リーダー研修会は、災害発生時に、まずは自主防災組織が中心的な役割を果たすその心構えなどに関しまして、先日開催されました春の区会連絡会に合わせて、第1回を講演会形式で開催しました。

地区別研修会は、組合単位での要援護者台帳の作成方法やその活用方法、また、災害発生から行政の支援が届くまでの間の避難所の自主的な運営方法につきまして、現場に即した指導、助言をいただく内容となっております。実際に避難所となる各地区の公民館等に講師が赴く形で、村内16地区ごとに6月下旬から順次行っていきたいと考えております。

この地区別研修会での内容を踏まえまして、9月2日に行われます全村での防災訓練において、地区訓練を有効なものにしようと考えており、この地区訓練の結果により、10月に再度、区会連絡会で第2回のリーダー研修会を開催して、その総括を行っていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 今お答えいただきましたように、区、自治会等の役員の防災研修会、大いに活用していただくよう切に願うわけであります。

また、一般家庭におかれましては、この作成されました防災マップを見やすいところへ保存していただき、いざとなるときに、その道筋を引いていただき、避難所へ駆け

つけるというような措置ができれば一番いいかなあと私は思います。

2つ目として、防災マップは、村民一人一人が理解し、避難するために大切です。子どもたち、介護者、高齢者には、災害から避難誘導することが最も重要であると思います。いま学校や施設等では、どのように伝え、そのまたその避難訓練はなされていますか。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 村立の学校や保育園、また、福祉施設での避難訓練につきましては、毎年、村の防災訓練を実施する9月を中心に、1回またはその後も合わせまして複数回の訓練が行われております。

訓練の内容につきましては、以前は地震や火災を想定した訓練を主に行ってまいりましたが、近年では、ゲリラ的豪雨等による水害が各所で発生している状況を鑑みまして、台風など風水害を想定した訓練を実施しております。また、一部実施していない施設についても、訓練の実施について、いま検討を行っております。

議員ご質問いただきましたこの防災マップの活用につきましては、各施設の訓練は、その施設内における施設内の中での避難訓練になるために、現在、訓練で活用ということはありません。

今回、新たにマップを作成しましたので、どのように活用できるかは、今後、各施設ごとに検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 子どもたち、そして介護者、高齢者の人たちが、やはりいち早く安全な場所へ避難されることが一番大事ではないかというようにも思います。

3つ目としまして、喬木村の総面積の87.8%が山林で、集中豪雨に弱い村であり、過去には幾多の災害に見舞われ、田、畑は流され、復旧工事も行われてきました。

また、全国的には毎年のように、どこかで災害が見舞われ、ことに最近では、山林の崩壊、流木ダムにより下流住宅が被害を受けております。

喬木村では平成20年から、長野県森林税により里山整備行われ、平成29年度までに私有林の面積が593ヘクタール間伐されました。この事業で間伐することにより、樹木の根張りを強くし、山林の保水力、土砂流出を防止、災害を未然に防ぐ効果があります。

しかしながら、私有林は87.8%のわずかな面積です。長野県森林税では除外されている財産区有林1,026ヘクタール、分収林、官公と公団で行ったものです。742ヘクタールへ、森林税の活用を県に働きかけを行ってはどうですか。ご質問します。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） 財産区有林等への森林税の活用の要望を県へ、というご質問かと思えます。

財産区有林のうちの約7割を占めます分収造林地につきましては、これは一切の整備について、森林整備局の方に契約している土地になりますので、里山整備事業の対象ではないかと思いますが、これについては、森林整備局の方に整備をお願いしていきたいというふうに思っております。

ですので、残り3割のうちが財産区有林の対象地になりますけれども、第3期、今年からですね、新たに森林税の方が第3期、動き出しておるんですけども、今までお願いしてきたんですけども、今期も財産区有林については対象とはなっていないということになっておりますけれども、これにつきましては、継続的にお願いしていきたいというふうに思っております。

村としましてはですね、財産区有林のほかに村有林、公有林というものもあるんですけども、これについては一切補助メニューがないものですから、こういったものについても、整備の方が遅れているところもございますので、山を守るという意味で、そこについてもお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 官公林、公団のそれぞれ面積、私、ちょうど2日ばかり前、14日に村の企画財政、教育委員会の人たちと、くりん洞という九十九谷にあるくりん草の基であるところを、登山というような形になりましたけれど、行ってきました。非常に途中から官公造林されておりますけど、カラマツ林、かなり倒木があり、これは要は間伐してないから、そうした倒木がかなりあるというふうに思ってきました。そうした山造りがこれからの災害に強くなる、もうへえ60年以上ぐれえ、営林署が入ってやった造林だと思いますが、直径30センチぐらいの高さ20メートル以上あるそうした森林であります。その源であるところの崩壊地はありませんでした。幸いにしてそうし

た森林があったために、土砂災害なく、きれいな水が流れておりました。

今お答えしていただいたように、ぜひ山を守るようなことを再三県の方へお願いしたいというように思います。

次、4つ目、災害になれば、自身で避難できない介護者、独居老人、高齢者の安否確認が必要となります。区、自治会はヘルメットを支給されて、安否の確認、自身の安全を確保することができます。しかし、民生児童委員さんも、安否確認は役目として課せられていますが、自身を守るヘルメットは支給されていません。

土砂災害、地震に備えて支給されますよう、提案いたします。お願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） ご自身では避難できない要介護者、高齢者の災害時の避難について、村は、本人の申し出によりまして、要援護者台帳へ登録し、近くに住む地域の支援者の方々にご協力いただいて、避難誘導を行っていただく仕組みをつくっております。

また、先ほど総務課の方からご説明したとおり、今年度につきましては、各組合単位で要援護者台帳を整備し、近隣の住民の皆さまで自主避難できない方を支援する共助の取り組みを強化する予定となっております。

民生児童委員さんにつきましては、地区によって果たす役割や期待も異なると思われます。自治会内でしっかり役割分担をお話し合いいただきまして、必要であれば、自主防災組織の施設・備品の整備補助金というものがございますので、こちらの方をご検討いただき、ご活用をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

東原靖雄君。

○6番（東原靖雄） 災害になれば、やはり誰しも危険を感じる場合があります。ことに、いま言われた被害者、弱者については、ぜひ健全な人たちが守っていかならんという事で、やはり守ると同時に、自分の安全というものもあるということで、そうした支給というものをお願いしたいというふうに思っております。

以上で、私の防災に対する、活用に対する質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で東原靖雄議員の質問は終わりました。

◇ 通告 6 番 福澤 真理子 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告番号 6 番、福澤真理子君。

○3 番（福澤真理子） 議席番号 3 番、福澤真理子です。よろしくお願いします。

質問に入る前に、申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

質問に入る前に訂正ですが、一般質問の通告の冊子がお手元にあるかと思いますが、中に数字の誤りがありました。お手元の一般質問の冊子の 8 ページ、質問の趣旨の要旨の文中の 9 行目になります。

受診率は、長野県 7 7 市町村中 3 位と記載がありますが、1 位が正しくあります。

お詫びして訂正いたします。

それでは質問に入ります。

喬木村第 2 期保健事業実施計画、平成 3 0 年から 3 5 年度の目指すべき方向性の中で、脳血管疾患の医療費割合が、県や国と比べると高い。脳血管疾患と虚血性心疾患の有病者が多くなっており、どちらの疾患も高血圧・糖尿病を合併している。人工透析者全員が高血圧を合併している。男性・女性ともにメタボリック症候群該当者が増加。男性・女性ともに血圧・血糖・脂質の有所見者割合の増加が、村の課題として挙げられております。

喬木村の特定健診は高い受診率を維持しております。2 8 年度は、長野県 7 7 市町村中 1 位の実績です。

保健指導実施率でも、県平均の 4 6 . 2 % に比べ 6 7 . 1 % の実績であり、健診の結果から重症化予防の取り組みとして、さらなる健診率の向上、ハイリスクの方への受診を勧めたり、保健指導が取り組まれているところであります。

計画に見る限り、保健指導においては、食事や運動などが中心になっているように思います。

一方で、喫煙が健康の障害になることは、多くの方が知識としては持っておられ、肺がんや慢性閉塞性肺疾患の発症の危険を高めることはよく認識されていると思われまます。喫煙が、心臓や血管の病変の危険因子であることも知られている事実であります。また、喫煙が、血圧、糖代謝、脂質の代謝すべてに悪影響を及ぼすことから、メタボリック症候群の合併を増加させることが明らかといわれています。受動喫煙により、たばこを吸わない周囲の非喫煙者も、メタボリック症候群の合併率を上昇させるともいわれています。メタボ対策としても、禁煙は欠かせないといわれるゆえんと思ひます。

昨年12月発表の都道府県別の平均寿命で、県内男性が全国1位から2位に転落しました。そのことを受けて、長野県は、1位となった滋賀県との健康上関連の統計を比較した結果をまとめたと、その結果の一部が信濃毎日新聞に掲載されております。

それによると、野菜摂取量やがんの死亡率、特定健診の受診率などは、長野県男性がよい数値だった反面、1日の平均歩数、肥満度などは劣り、脳血管疾患の死亡率の高さなどが課題になっているというものでした。特に、滋賀県と比べられておりました、滋賀県では、1日の食塩摂取量と喫煙率の低さが、全国トップ水準だったという内容でした。

2006年から、禁煙治療は保険が適用されるようになっていきます。喫煙は単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。一定の条件を満たした喫煙者であれば誰でも治療を受けられるようになっていきます。

そこでお伺いします。

村の健康課題から考えても、食事や運動と合わせて、禁煙について支援を強めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。お聞きします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 議員ご質問の、村の健康課題からしても禁煙の支援を強めることが必要である、ということにつきましては、喬木村におきましてもそのような認識をしております。

議員ご指摘のとおり、第2期保健事業実施計画の中では、喫煙に関する保健指導の記載はございませんけれども、主に長期間にわたる喫煙が原因で炎症を起こす慢性閉塞性肺疾患については、第1期計画に引き続き、計画の中の対象疾病として位置づけをしております。

そのため、喫煙による健康への影響の認識向上や、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行う必要があると考えておりました、禁煙をお考えの方への支援として、禁煙相談や保険適用の禁煙外来のある医療機関のご紹介等を行っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤真理子君。

○3番（福澤真理子） ぜひ続けていただきたいと思います。

2つ目に入りますが、2つ目というか、2点目です。

日本たばこ産業株式会社における調査において、禁煙率は、成人男子平均28.2%、昭和40年以降のピーク時は、昭和41年の83.7%だったそうです。50年間で55ポイント減少しているということです。たばこを吸われる方がかなり減っているという事実があると思います。で、60代では喫煙率は急激に減少して、21.2%。しかしながら、30代から50代では35%前後を維持しており、40歳代が一番高く、36.7%と報告されています。

いろいろな会合だとかというところでも、いま分煙になっておりますので、たばこを吸われる方は、外に出て吸われるとかというような対応をされておりますが、そういったところでも、若い方の喫煙が、たばこを吸われる姿が、自分としてはちょっと気になる印象を持っております。

で、若年での成人病の発症も課題となっております。検診の対象者のみならず、広く村民の方にも啓蒙活動が必要で、ぜひ進めていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 広く村民の方への啓蒙活動ということに関しましては、平成30年度の禁煙週間、5月31日から6月6日については、たばこ健康に関する正しい知識普及ということで、役場庁舎内にポスターを掲示し、世界禁煙デー及び禁煙週間におけるチラシを全戸配布させていただいております。

また、長野県においては、たばこによる健康被害を受ける人が減少すること、ということ掲げて、未成年者等の「防煙」、受動喫煙をなくすための環境づくり「分煙」、禁煙の支援「禁煙」等の対策を推進していることから、喬木村におきましても、公共の場、職場における受動喫煙防止対策として、庁舎内における事務室内禁煙など、受動喫煙防止対策を徹底しております。

今後も、村民一人一人の禁煙、受動喫煙防止の意識向上がさらに進みますよう、積極的に広報活動などを通しまして、普及啓発に取り組んでまいります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） 年々喫煙率は下がっているということでありませけれども、一方でまた、電子たばこかというようなものも出ておりまして、あれは煙は出ませんが、吸い込む本人にとっては問題があると思いますので、そういったところも含めて、煙だ

けではなくて、そういった問題についても、ぜひまた村民の方に啓発を進めていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

平成30年4月1日、本年ですが、介護保険制度の改定により大きな改定がありまして、介護福祉士やヘルパーが自宅を訪問して行う訪問介護の生活援助について、回数が制限されることが決まりました。

厚生大臣、労働大臣が定める回数及び訪問介護が交付されております。

生活援助とは、一人暮らしまたは同居の家族等が、障がい・疾病その他やむを得ない理由により家事を行うことが困難な場合に行われ、利用者に対する調理・洗濯・掃除等の日常生活の援助をいいます。主に一人暮らしの要介護者が、サービスの利用により在宅の生活が可能になっている現状があると思います。

今改定で、介護度により訪問介護の利用回数に上限が定められました。国が定める回数を超えて利用を計画する場合、市町村に届け出を義務付けられ、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議等により検証を行うこととしています。

実施は10月1日というふうにされておまして、その実施に向けて、村としてどのように進められる予定であるか、お聞きしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 今回の制度改正につきましては、国からも示されておりますけれども、厚生労働大臣が定める回数以上の利用計画であっても、個別の事情を勘案し、在宅生活を継続できるよう、一律で利用の制限を行うものではないというふうに考えております。

国が示した月90回以上の利用のある事例についても、大半が認知症などの症状があるなどの理由により、適切であるというふうに判断もされております。

介護保険サービスの訪問介護は、要介護者やそれを支える介護者が、在宅生活、在宅介護を続けていく上で重要なサービスというふうに考えております。適切な頻度でサービスを利用することで、利用者の自立支援にもつながり、施設ではなく、住み慣れた自宅での生活が継続できている方も多いというふうに考えております。

特に、平成30年度の介護保険報酬改定におきまして、自立生活支援のための見守りの援助が、身体介護として明確化されました。具体的には、利用者と一緒に手助けしながら行う掃除、洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることなどでありまして、

これにより、自立支援、重症化防止に重点が置かれるようになったというふうに認識しております。

喬木村におきましては、隔月でケアマネ会議を実施しておりまして、今月半ばに行う会議において、これらの周知も行いながら、10月以降、届け出のあったケースにつきましては、地域会議などで検討していく予定です。地域会議の参加者には、個々のケースにもよりますけれども、ご本人やご家族、地域住民とともに、ケアマネジャー、包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、民生児童委員の多職種を含めて行っていく予定でおります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

福澤眞理子君。

○3番（福澤眞理子） ありがとうございます。

特に生活援助では、食に関わることがやっぱり最も多いというふうに思います。で、国が定める回数は示されましたが、ただいま保健福祉課長の方から答弁いただいたように、一律的な対応でなく、関係者と情報を共有して、対象となる方の状況を丁寧にくみ取り、生活のレベルの低下、ひいては体力の低下などを来すことがないように、在宅の生活が継続できるよう、対応していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で福澤眞理子議員の質問を終わりました。

◇ 通告7番 小池 豊 ◇

○議長（下岡幸文） 続いて、通告7番、小池豊君。

○11番（小池 豊） 議席番号11番、小池豊です。

最近の新聞紙上には、喬木村のことがよく掲載されております。行政のこと、そして一般的な記事、喬木村の知名度を上げるよい機会かと思っておりますが、そんな中で、曙月庵で、韓国の教員40名を迎えて、抹茶の接待をしたことが掲載をされておりました。外国の方の中には、日本の伝統、そして日本の文化に対して非常に興味を持つ方が多くいます。高速交通網時代を間近に控えまして、外国の方が多く訪れることを念頭に、少しずつ準備が必要かなあと感じまして、記事を読んだところであります。

さて、私の質問ですけれども、本日の質問ですけれども、消防団活動と火災の際の通報について、お聞きをいたします。

消防団員が段々と減少をしております。平成12年から15年にかけては、約200名の団員がおったわけですが、30年度につきましては、機能団員を含めまして175名となっているわけでありまして、そんな中、第2分団と第3分団が統合されまして、第2分団ということでスタートいたしました。非常にこの第2分団、広範囲にわたりまして5つの区にまたがっております。操法大会も間近です。

統合の後の体制、また、連絡等統制はうまくとれているのか。また、活動に対して指導等はなされているのか、お聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 消防団の第2分団につきましては、昨年までは旧の第2分団と第3分団のそれぞれ4班、2班の編制でありましたが、いま議員ご指摘のとおり、この4月からは、統合によりまして5つの区に1つの分団、6班を配置する体制となっております。

ただ、それぞれの班自体は、従前の管轄区域と変わりありませんので、班における活動については、分団統合に伴う懸念事項はないと考えております。

一方、分団においては、議員も今おっしゃったとおり、管轄の範囲が広範となりましたので、分団内の連絡や統制が懸念はされているところですが、班長会を定期的開催することで、連絡態勢を充実させるなど、分団内において工夫をしてお聞きしております。

また、旧分団における慣習や地域行事とのすり合わせにつきましても、各区の区長や出身の村議をお招きした総会において、分団、地区の皆さまと、班の状況や地域のご意見を伺う情報交換の場を設けることで、その融合に関する取り組みも、分団において主体的に実施しているとお聞きしております。

なお、本部役員会の方においても、模擬火災の訓練場所について、実施地域の検討を加える等、地域の皆さまの懸念を少しでも解消できるために、団全体において、この統合に留意した活動展開を行っているところです。

分団統合につきましては、現在までのところでは、その活動において特段の問題はないと認識しておりますが、村、団本部、分団それぞれにおいて、今後も注意を払って消防団の活動を展開したいと考えております。

地域において、統合による活動に関するご意見があれば、ぜひお寄せいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 細かな班活動等も開催されて、第2分団、順調に活動されているということをお聞きし、安心をしたところであります。

続きまして、消防協力員についてお聞きをいたします。

火災のときの初期消火が大事なことは、誰もが熟知をするところであります。

消防団員につきましては、勤め人が多く、昼間についてはほぼ地元にはいない状況であります。

また、職種が非常に多様化をしまいいりまして、土曜も日曜も勤務をする方が多くなってきております。

現在、消防協力団員としてOB団員、それと現役消防団員のいない地区では、地域団員として活躍をいただいておりますけれども、地区のわかっている、また、昼間も地元にいることのできるOB協力員の体制を充実していただき、消防協力員の増員を図っていただきたいと要望いたしますが、これについてお聞きをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 平成12年に発足しました消防協力員につきましては、今年度5期目の更新を迎えまして、消防団の班の編制を原則として、村内12地区、合計で65名の方にご協力をいただいております。

消防協力員は、消防団員が火災の現場に到達するまでの間の初期消火を担っていたことから、いま議員おっしゃってございましたとおり、特に平日昼間における火災発生時には、有効な機関であると考えております。

しかしながら、その一方で、補償制度上、消防協力員に対する補償は、原則として火災現場で起きた事故のみとなっております。現場に向かう際やそれから訓練のときの事故は補償の対象でないこと。また、身分が消防団員ではないことから、指揮命令系統の不明確さ等が、いま現在、協力員制度上の課題となっております。

このように、補償面で課題が大きいところですが、たまたま火災現場におきまして消火活動にあたった場合の負傷に対しては、民間の協力員として補償対象とされることから、協力員制度を拡充するという方法よりも、地域住民の皆さまの協力意識を前提としながら、この協力員制度については、今後、何らかの見直しを検討していきたいと、いま現在考えておるところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 65名の協力員があるということで、お聞きをいたしました。

まだまだ団員さん、自主的な呼びかけ等も、呼びかけをしていただいて、自主的な参加等ともまた心がけていただき、極力多くの協力団員にしていっていただきたいというふうに思います。

それと、新入団員につきましても、なかなか地元においても消防団に入っていない方もおるとお聞きをします。これにつきましても、それぞれの地域の区等も通じまして、確保に力を入れていただきたいというふうに思います。

続きまして、火災の時の通報について、お聞きをいたします。

火災の場所がはっきりしないため、通報のときにはっきりしないために、いろいろなトラブルが起こっております。場所がわからないという方を、私自身も案内したり、また、私自身も煙を頼りに現場に駆けつけたことがあります。火災の際に早く現場に駆けつけなければならないということは、必須条件であります。

個人情報保護法があるとはいってしましても、火災の後の報道では個人名まで発表があるわけです。火災の時の明確な場所の報道、または住宅火災であれば、個人名での発表ができないものでしょうか。広域消防との兼ね合いもあろうかと思いますが、この点、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 火災発生時における広報につきましては、消防団の出動を促すことを目的としまして、飯田広域消防本部が直接、同報無線から放送しているところになります。以前は具体的な個人宅の名称をしておりましたが、不確定な個人情報を広報しないという観点から、火災発生時点付近の公共施設等を基準に、おおよその距離ですとか、方角を示す放送内容となっております。

このことにつきまして、広域消防本部に見解を確認したところ、例えば、通報により現場を確認した際に、実際には火事ではなかったという場合には、個人が特定されること、また、個人名の放送内容に誤りがあった際には、当事者が迷惑を被ることが想定されることから、これらの対応としているというお話がありました。

なお、消防の関係者には、情報の補完としまして、出勤場所の地図情報がメール等で配信をされております。

この件につきましては、平成28年の2月の広域連合の議会一般質問でも上がっておりまして、広域連合の専門部会で課題として検討しておりますが、現在のところは、個人名での放送は考えていないとの説明を受けました。

消防本部からの放送につきましては、以上の状況であります。場所を明確にしてほしいという、今ご質問のとおりなご要望は今までも多いことから、村の対応としまして、火災発生時の消防署からの速報を基に、個人名などを含めた情報を、同報無線にて改めて現在放送を行っております。

ただ、この放送につきましては、先ほども言いましたが、速報によるものになりまして、正確でない場合もあることについては、ぜひご理解をいただきますよう、改めてお願いを申し上げたいと思います。

また、火災現場を見ますと、放送を聞いて集まった多くの一般車両の路上駐車等によりまして、緊急車両の消防車が現場に到達できないようなことも起きているというふうに聞いておりますので、そのあたりもご承知おきいただきたいと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

小池豊君。

○11番（小池 豊） 個人名、火災の個人名での放送がなかなか難しいということをお聞きして、理解をいたしました。

また、広域での放送の後、村独自でも確か放送が入っております。極力詳しい場所、そして早めをお願いしたいことを要望いたします。

最後に、質問でなくてお願いでありますけれども、消防団での義務金が本年度より廃止をされました。

団としても、区、自治会へ消防協力金を要請してあるようですけれども、団の費用が不足するこのとないよう、目配り、気配りをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 通告にないことはやめてください。

○11番（小池 豊） すいません。

以上で質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で小池豊議員の質問を終わります。

ここで佐藤文彦議員にお尋ね申し上げます。

ただいまの時刻は11時30分です。

先ほども話がありましたように、くりんネットの放送が11時55分までというこ

とでありまして、時間が25分間ということになります。自分の質問等を見まして、この時間にやられるか、それとも午後にされるかの判断をいただきたいというふうに思います。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） やらせていただきます。

○議長（下岡幸文） わかりました。

◇ 通告8番 佐藤 文彦 ◇

○議長（下岡幸文） それでは、続いて、通告8番、佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

本日、私は、2項目、4点について、お伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、現在の空き家状況についてでございます。

現在、喬木村のホームページ上では、空き家の物件情報として、この6月1日現在で8件の情報が掲載されております。

喬木村では、ホームページの掲載、これは空き家情報の掲載については、平成26年度から始められたとお聞きをしております。

これまでの相談件数については、平成26年度、27年度の記録はないようですが、28年度については3件、29年度が19件、今年度は5月末までで既に8件ということで、現在まで30件の問い合わせがあったようでございます。

また、その中で、成約にまで至った物件については、26年度が1件、27年度3件、28年度2件、29年度が1件、今年度については5月末までに既に2件ということで、この5年間で9件の成約があったということでお伺いをいたしました。

実は正直、この数字を聞いて驚いております。私が喬木村のホームページの空き家情報を閲覧させていただいたときの印象は、正直言って、見づらいなというようなことを感じたわけでございます。

それは、掲載されている物件については、いずれも金額や間取りの提示がなく、写真についても外観が1枚と、果たしてこれだけの情報で問い合わせがあるのだろうか。また、借り手側の知りたい情報というのは少なすぎるのではないか、というようなところを感じたわけでございます。

しかし、現在の掲載情報だけでも、これだけ多くの問い合わせがあるということ、また、成約にもつながっているということは、それだけ空き家の需要があるというこ

とではないかと感じております。

今まで以上にこの情報を充実させる、記載させることによりまして、問い合わせの件数であったり、また、移住・定住につながる成約にも、成約も増えるのではないかと期待をするわけですが、ほかの自治体においても、賃貸か売却物件か、また、それぞれ売値であったり、家賃の金額の提示であったり、それぞれの公共施設までの距離、間取りや内部写真等まで、実に詳細に記載をされておられる自治体もあるわけでございます。

そこでお伺いをいたします。

今後、村として、この空き家を探している方々の立場に立った、さまざまな情報の追加記載というものを検討をしていただけないか、お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 現在、村の空き家バンクのホームページには、空き家情報活用制度の利用方法などの掲載のほか、空き家登録のうち公開の許可をいただいた物件について、外観写真と合わせて、構造、駐車場、水道、電気など、空き家が特定されることがない程度の情報を掲載をしています。

空き家の利用を希望される方には、役場の企画財政課にお越しいただき、まずは空き家バンクの利用の登録手続きをしていただいた上で、内観写真など詳細な情報提供を行い、空き家を所有される方との交渉を行っていただいております。

その際、希望される方には、役場職員が現地までご案内をし、生活情報のほか、常会・組合への加入や地域行事なども併せてご紹介をしております。

村のホームページの空き家情報の公開につきましては、空き家を所有される方の多くは、情報を公開することで、不審者の侵入や空き家を悪用される可能性、近隣の方へのご迷惑になるのではないかと、ということをご心配されておられますので、村としましては、これ以上のホームページの情報公開は難しいのではないかと考えて、現在に至っております。

そこで、より詳細な情報提供の形として、事前の会員登録が必要な長野県が運営する、楽園信州空き家バンクホームページへの空き家情報の提供も一つの方法かと思っておりますので、今後、空き家所有者から許可が得られるようであれば、登録について検討してまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 問い合わせがあったり、また、その空き家バンクに登録された方々には、個別の詳細説明をしていただいているということでございますが、公開の許可をいただいた物件のみ公開ということでもありますので、現在、実際の登録件数というのはまだ、いま見えている部分以上にあるのかなということも想像をできるわけではございません。

先ほど答弁いただいた所有者の方々のさまざまな不安というものは、そういった理由で詳細情報を載せられないということは、理解をできましたし、またそれに伴うさまざまなトラブルというものについても、避けられる、避けるべきではないかというふうに思います。

しかし、空き家を探されている方というのは、まず第一歩目が、このこういった情報を閲覧するというのではないかなというふうに感じております。

先ほどもお話にあった楽園信州空き家バンクというもの、私も興味があって見させていただきましたが、村内では、村内の物件が、業者さんから1件登録をされております。近隣市町村におきましても、多くは業者さんの登録であります。松川町さんであったり阿智村さんでは、業者さん以外、行政としての物件ということで登録もされておりますので、ぜひそういった活用も考えていただければというふうに思います。

登録されている所有者の方々の不安の払拭であったり、トラブルの回避ということについて、当然慎重な対応というのは求められるわけではありますが、今後は、場合によっては、不動産業者の協力ということも必要になってくるのではないかなというふうなことも感じますので、ぜひそういった連携も含めて、今後、こういった空き家のさらなる有効活用が進みますように、お願いをしたいと思います。

続いて、空き家に関連しまして、空き地情報について、お伺いをいたします。

現在、喬木村では、空き家の情報はありますが、一般の方が見られるような空き地に関する情報はございません。

若い世代の中には、現在は村外でアパートなどを利用して生活をされている方も大勢いらっしゃるわけですが、そんな方の中には、所帯を持ち、子どももできたということで、そろそろ地元で家を建つことで帰ってきたいと考えている方もいらっしゃいます。

そうした方からは、喬木村で土地を探そうと思っても、なかなか情報を得られずに困っているという声をお聞きします。

先ほど、下平議員への村長の答弁でもございましたが、私の周りにも、喬木村で土地が見つからずに、やむなく村外に家を建てたという方も何人かいらっしゃいます。

そこでお伺いをいたしますが、移住・定住促進の観点からも、この空き地に関する情報の公開というものも必要ではないかと考えておりますが、それについてはいかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 平成28年度を初年度といたします第5次喬木村総合計画の中では、業務を横断的にとらえて重点的に取り組むべき5つのプロジェクトを掲げまして、役場職員が検討や提案を重ねております。

その中の1つに、移住・定住推進プロジェクトというのがありまして、空き家の活用に加えまして、住宅の建設が可能な土地の情報提供を行えないか、ということを検討をしております。

検討する中で、ただいま佐藤議員がおっしゃられたとおり、空き家の場合もそうなんですけれども、村が不動産の仲介はできませんので、基本的に、売り主と買い主の相対での契約ということになります。契約後のトラブルを防止するという意味では、やはり不動産業者の仲介が不可欠というふうに感じておりまして、業界団体との相談を始めるところでございます。

宅地を紹介する場合の情報収集の方法や情報提供の仕方など、具体的な検討結果が出てからになりますけれども、現在のところ、宅地や雑種地など住宅を建設することが可能な土地の情報の収集、発信を、今後実施してまいりたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 既にその空き地情報に関しては、検討いただけているということでもございましたので、楽しみに待たせていただきたいと思います。当然、この飯田下伊那の地域内での人の取り合いということをしていても、人口減少であったり少子化というものの根本的な解決にはつながらないということは、私もそう思っておりますが、中には喬木村に戻ってきたい、この喬木村で住みたいという方々、特にICT教育を進めておられる、進めてきた喬木村の教育であったり子育て環境というものに、興味を持たれている方々もいらっしゃるのも事実でありますので、そういった方々に対し

て、やはり村として情報発信というものを、十分な対応をしていくということも大切ではないかなというふうに思っております。

先ほどの空き家情報にも関連しますが、こちらも不動産業者の協力が不可欠だということでおっしゃられておりましたので、ぜひそういったことも含めて、早急にこの情報が発信されますように、引き続きご検討をいただければというふうに思います。

続きまして、多機能型施設「みんなの広場アスポ」について、お伺いをいたします。

今年4月に開所されて、現在、スポーツクラブの会員数も400名ということで、15種45クラスということで、順調に運営をされているというふうにお聞きをしております。今年度中には、この会員数も500名を目標に、今後もさまざまな運営方法を検討されていくということでありました。

現在、多機能施設「みんなの広場アスポ」の施設利用料金については、公民館、区、体育協会加盟の少年少女スポーツクラブの皆さんについては、料金が免除され、免除となっております。一般の方につきましては、コミュニティスペースについては無料で利用することができますが、アスポコートが1時間1,000円、スタジオが1時間500円、会議室が1時間300円と、それぞれ利用料金の設定がされております。

スポーツクラブの会員の方についても、そのスポーツクラブの教室以外で使用される場合については、それぞれ料金が発生をするということでご伺っております。

これまでさまざまな形で住民の方々への周知を図ってこられたと思いますが、利用方法などについての問い合わせなどが、私にも届いております。その多くは、説明不足によるものではないかなというふうに感じております。

そこでお伺いをいたします。

住民の方々には一度、この利用方法の詳細について周知が必要ではないかと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 4月1日にオープンしました多機能型施設「みんなの広場アスポ」は、現在、スポーツクラブの活動、それからボランティアなどの皆さんの打ち合わせなどで主に活用されております。また、どなたでも自由に利用できますコミュニティスペースにつきましては、子どもたちからご年輩の皆さまのくつろぎの場としてご利用されておられて、とても和やかな雰囲気が感じられます。

今まで多機能型施設の利用料金や利用方法につきましては、情報誌たかぎの5月号

と6月号で利用料金について説明、4月に放送したいちごチャンネルの特別番組につきましては施設の概要説明、村政懇談会におきましては施設概要と利用料金の周知を行ってまいりました。

「アスポ」に常駐しておりますたかぎスポーツクラブの職員に問い合わせましたところ、施設の利用料金、料金設定、料金免除、施設の利用方法などにつきまして、今まで相談は受けたことはありますけれども、苦情を受けたことはないと聞いておりますが、多くの皆さまにご利用いただける施設にしていくためには、今後もわかりやすい説明、住民の皆さんへの周知が必要であると考えております。

情報誌たかぎやテレビのデータ放送など、さまざまな媒体を通じて、村民の皆さんには丁寧な説明を心がけていきたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ありがとうございます。

苦情ということまでではないとは思いますが、問い合わせに対して、その都度丁寧に説明もしていただけているんだということを感じました。

引き続き、広く多くの住民の皆さんが利用していただけるように、またさまざま周知をお願いしたいというふうに思います。

もう1点、「アスポ」の、現在、コミュニティスペース横にあるエアロバイクであったり、クロストレーナーといったマシン類があるわけですが、こちらについては、スポーツクラブの年会費5,000円を払わないと使えないというふうにお聞きをしております。

これについては、問い合わせのあった方々には、お試し利用ということで対応をされ、引き続き、スポーツクラブ会員への勧誘もされておられるというようなことで伺っておりますが、中には、年間通してというよりも、利用しやすいときに、その都度利用料金を払って使用できればという方もいらっしゃるようにお聞きをします。

地方創生事業ということで、住民の健康増進のため、会員を増やすことが目的であるということで、これまで説明、これまでの説明で承知はしておりますが、まずは住民が広く気軽に利用できる施設であり、そういった方々からさらに健康増進への興味が増し、会員登録の増加につながることも考えられるのではないかとこのように考えます。

今後、現在設定されている利用料金について、例えば、マシン類については、1時

間100円であったり、例えですが、そういったような料金設定の追加であったり見直しというようなことについては、検討していただけないでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 「アスポ」のコミュニティスペースには、エアロバイクとクロストレーナーが2台ずつ配備されております。これらのトレーニングマシンにつきましては、たかぎスポーツクラブの所有物となっております。現在はたかぎスポーツクラブの会員の方が利用可能となっております。

トレーニングマシンの整備につきましては、地方創生推進交付金を活用しております。その補助申請の際に、住民の皆さんの健康維持増進のため、スポーツクラブ会員数の増加を目標に掲げております。この点からも、スポーツクラブの会員になっていただき、トレーニングマシンをご利用いただける、いただきたいというふうに考えております。

会員の年会費とは別に、1回の利用料金を設定した場合に、どの程度トレーニングマシンが活用されるのか。利用料金の追加や見直しの前に、利用者のニーズがどの程度あるかを把握する必要があると思います。

村としては、村民意識調査などのアンケートを行っておりますので、こういったアンケートも活用してニーズ調査を行っていきたくと思いますし、スポーツクラブとしても聞き取り調査等を行って、ニーズを調査していきたくと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、トレーニングマシンの料金について、住民の皆さんからご意見やご要望が届きましたら、ぜひ私どもにお伝えしていただければと考えております。

トレーニングマシンの利用料金の見直しですけれども、現在までにトレーニングマシンを使いたいということで、年会費を支払って会員になられた方もいらっしゃいますので、年度途中での料金の見直しについては、平等ではないという観点から、難しいと考えております。

先ほど申しました利用者のニーズ調査を行いまして、要望が大きいと判断しましたら、スポーツクラブの理事会や総会に、利用料金の設定について検討していただくように、教育委員会からも働きかけを行っていきたくと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） 年度途中の料金の見直しは難しいということでございましたが、やはり先ほども申しましたが、住民の皆さんに広く気軽に利用していただける施設であっていただきたいというふうに思いますし、そういった中から、健康増進に興味、関心を持っていただいて、そういった利用を進めていただければというふうに思いますので、ぜひそういった調査を進める中で、さまざまなニーズに柔軟に対応して、今後も住民の皆さんが使いやすい施設であるよう、検討いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

早口になりましたが、以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で佐藤文彦議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時15分といたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時15分

○議長（下岡幸文） それでは、休息を閉じて、一般質問を再開いたします。

◇ 通告9番 中森 高茂 ◇

○議長（下岡幸文） 通告9番、中森高茂君。

○7番（中森高茂） 議席番号7番、中森高茂でございます。

今回は、リニアの関連に対する関連質問を3つ行います。

まず、最初の質問でございます。

代替地登録制度の対象者説明会後の村の取り組みについて、お尋ねいたします。

喬木村役場高速交通対策課では、昨年12月に、阿島北リニア対策協議会加入の移転及び土地収用者、収用対象者に対して、代替地登録制度について説明会を開催いたしました。その登録情報と閲覧開始時期や方法、さらに申し込み等々詳細な説明会を行い、その後、本年1月11日より閲覧が可能となりました。

ゴールデンウィーク明けの5月8日に開催されたJR東海に依頼開催された計画の進捗状況説明会において、3月19日より行われた境界立ち会いにつきましては、立

ち会いができない一部対象者を除いて、土地の実測面積の確定を進めており、本年の夏までに補償額の算定を行う旨の説明が行われました。

今後、対象の方々の補償額が確定すれば、移転者の方々は、今まで以上に移転先の選択のために、登録済み代替地の閲覧に、高速交通対策課窓口にお越しになられると思われま

す。代替地登録制度への登録状況はさらに増え続けておりますが、移転者に対して選択肢が増えるということは、ありがたいことではないかなというふうに思います。

このような状況において、昨年12月、代替地登録制度についての説明会の席におき、代替地取得後の造成等の計画について触れておりました。造成の全体計画、基本設計、上下水道その他公共施設の整備計画など、必要に応じて協議させていただくという内容のものでしたが、共同移転、共同移転というのは、同じ地域の対象者が数軒で移転を希望するというございですが、やはりそういうのを望む声もあり、そ

の方々がまとまれば、村としても協議し、対応するという趣旨と思われま

すが、それに対して、補償算定額の確定を間近に迎えた現時点でどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） この質問につきましては、昨年3月議会一般質問でも取り上げていただいております、「移転希望を情報収集していく中で、村と阿島北リニア対策協議会、集団移転希望者、地権者が協力して調整を図っていくことになる」「村が関わることによって投資効果が上がり、低コストで優良な住宅用地の確保につながっていくことができるのであれば、移住定住施策の一環として、村が住宅団地を造成していくことも検討の余地がある」と、私の方で答弁をさせていただきました。

その後、事業用地に建物がかかる方17名の方を対象に、今年の1月11日から代替地登録情報の閲覧を実施をしております、その申し込み期限は、用地補償説明会のスケジュールに合わせて、8月末とさせていただきます。

現在のところ、個々の補償内容が示されていないために、まだ申し込みはなく、登録地とのマッチングは、用地補償説明会後の申し込み期限ギリギリにならないとわからないのではないかと考えております。

現在、担当課におきまして、順次個別訪問を行い、移転先の希望について情報収集を行っております、補償交渉と合わせて状況が進展してくる中で、宅地分譲等の判

断を村としてもしていかねばいけないというふうに思っております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） いま村長の答弁にございましたが、まだ補償算定額が決まらないという現状の中でも、幾人かの数戸の皆さんは、できれば同じ北地区、田中地区から新しいところへ移転をしたいというような希望がございます。

ただ、いま言われたような状況の中で、一部、境界立ち会いができてないという状況がございます。補償算定額がその場合後回しとなるのが、数戸の移転予定者に生じている現状でございます。

この件に関しましては、JR東海、あるいは県リニア整備推進事務所、NEXC Oジャパンにも、概算での補償ができないかというような、そういう相談をしたところでございますが、共同移転を希望しても、いま言ったように、補償算定額が提示されないことで前に進まないという状態は、非常に危惧されることで、早期解決にどのような方策をとったらいいか、非常に頭を悩ませているところでございます。

JRに対しては、土地収用法との適用について、何らかの措置、適用等はいつからかということでもお話を伺ったところ、JRは粘り強く交渉していくというような回答でございました。

今後、来月中に用地の単価説明会というものが行われる予定ですが、やはり地主と借り主の間の借地権の考え方も該当者に説明していく予定でございます。

いずれにしましても、8月末まで、どういう形になるかということで、対策協議会でも部会を開いて意見集約をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

企業移転後のリニア路線地上防音壁設置個所近隣土地活用について、今後の北耕地全般の整備事業について、お尋ねいたします。

対象企業移転後の防音防災フードから天竜川橋脚部までの間の土地につきましては、その北側、南側、両側の利用方法というものが限定され、地主の方にも地価の下落予想等多くの不安を抱えることとなると思います。

しかし、そのような場所を必要とする形態の企業も現実あり、移転により残された土地所有者や近隣の土地所有者の合意が得られれば、再開発により有効活用が可能だというふうに考えております。

さらには、今後の建設が進むにつれて、南北に分断される北耕地の整備事業につきましては、現時点ではまだ開催をされておりませんが、阿島北リニア対策協議会の第一専門部会、リニア開発後の北耕地を考える部会を開催して、北耕地自治会、阿島区会にも参加、協力をいただき、北耕地の将来について考えていく時期がきたというふうに思います。

村関係課、特に高速交通対策課、生活環境課、産業振興課などにも協議に参加いただき、進めてまいりたいと思いますが、この点について、村はいかがお考えでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 当該土地につきましては、現在でも移転後の土地利用について、複数の企業からご照会をいただいたりと、関心を持っていただいている土地であろうかというふうに思っております。

リニア中央新幹線ルートに関わる北の将来構想について、どうしていくかということでございますけれども、まずは、北耕地の皆さま、それと阿島区の皆さんと村が一体となって、将来について検討していかなければいけない課題だというふうに認識をしております。

高速交通対策課はもとより、それぞれの部署で必要があれば、ぜひ積極的にお呼びいただきまして、協議に参加する中で、村としての将来の方向性を、北耕地の皆さまと煮詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今の答弁の中で、村としても対策協議会等の依頼があれば、積極的に参加いただくというようなことで、心強く思うところでございます。

今後出てくる問題としましては、やはりこの問題とまた別に日照問題、太陽光発電の問題については、やはり一番の課題となることとございます。今回はその問題については多く触れませんが、日陰に日を当てることが、政治や行政の取り組んでいくべき姿だというふうに考えます。

堰下のガイドウェイの開発ということとともに、いま言った北のやはりいくつかの企業の照会があるということですが、この地区の開発に向けても、やはり村と地域の力を結集して進めていきたいというふうに、そういう決意を新たにしたところでござ

います。

それでは、3番目の質問に移らさせていただきます。

伊那山地トンネルの排水についてという質問でございます。

5月8日のJR東海による説明会では、伊那山地トンネル、豊丘村側坑口からの工事中のトンネル排水につきましては、壬生沢川には放流せず、別ルートにて直接天竜川に排水するということが、阿島北リニア対策協議会の説明会で説明され、近隣住民の要望が叶い、一安心したところでございます。

高架橋完成後のトンネル湧水は、高架橋を利用し、使用し、直接天竜川に排水するように計画していくとの説明もございました。

トンネル湧水はそのまま天竜川に流すだけではなく、排出量やその水質にもよりますが、有効利用も可能だというふうに考えます。

平成27年12月定例会の一般質問の答弁にも、村としては同様な趣旨の答弁をされましたが、河川より上段にて水の供給が困難な地域に対して、一時貯め置きポンプアップなどの方法で、飲料水や農業用水として活用したり、渇水時に備え、地元への有効利用も視野に入れた交渉も必要と考えた上で、JRとの交渉を行っていくべきだというふうに考えますが、村のもう一度、村の姿勢をお尋ねいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） トンネル湧水の有効活用につきましては、平成27年12月定例会の一般質問におきまして、「トンネル湧水が、水質や水量の安定性等において、水道水源として適するものであれば、安定した水源確保のために、大変大事な問題で、大変魅力的なものだというふうに考えている」というふうに、私の方から答弁をさせていただいております。

今議会開会のあいさつでも触れさせていただきましたが、JR東海より、伊那山地トンネルからの排水については、工事中も工事完了後も壬生沢川へ排水は行わない、との方針が示されたところであります。

計画では、伊那山地トンネル及び高架橋完成後のトンネル湧水は、高架橋を使用し、直接天竜川へ排水することとなっているために、水利用については、JR東海との協議が必要となってまいります。

実際にどれくらいのトンネル湧水が出てくるか、わからない状況ではございますけれども、今後トンネルの掘削工事が進展してまいりますと、その水量であるとか、水

質が明らかになってくるものと思っております。

それが、水道水として活用できる上質な水であれば、トンネル坑口が位置する豊丘村やJ R東海と協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、ご質問の中にございました、農業用水ということになりますと、そのランニングコストは受益者が負担という問題になってまいります。自然流下で行き渡る受益地ならまだしもということなんですが、ポンプアップ等をして農業用水を供給することになりますと、田畑に水道より高いお水を供給することになりますので、経営として成り立つかどうかというのは、いささか疑問なところがございますので、受益者の方が、それも受け入れてやっていくんだという覚悟があれば、またご相談に乗らなければいけないなというふうに思っております。

いずれにしましても、地下湧水でございますので、水質は、その土壌ですとか、岩に含まれた成分によりまして、大きくその水質が左右されます。出てきた水を有効活用したいというのは、豊丘村、喬木村共通の思いでございますので、ほんとに3, 000メートルを濾過したきれいなお水で水質に問題がなければ、有効活用したいという話は、この計画が持ち上がる時からJ R側にお伝えをしておりますので、そんなことができたらいいなと今は思っているところでございます。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 私の学習不足もあり、農業用水等に使うにはまあ無理な、まあかなりハードルが高いというようにお話を伺いました。

この水につきましては、昔から命の源というふうに言われて、ときには命を奪う凶器にもなり得るということです。壬生沢川のこの皆さまのリニア対策協議会に加入の皆さまの意向というのは、やはりかつての台風の時の氾濫を危惧したということでございますが、基本的に、壬生沢川へこの水を流さないとしても、壬生沢川が、昨今の気候変動等鑑みて、非常に荒れる可能性も当然あるわけです。やはりそのときは、いま付けていただいてある定点カメラ、また避難情報によって早期の避難をしていくことを、住民の皆さまには、安心をしないで、やはりそこに傾注してもらいたいなというふうに考えているところでもございます。

水の問題につきましては、当初よりJ Rとその活用について、村としては話を進めているということで、非常に安心しているところではございますが、できればよい水が出て、村が潤うということを期待するところでございます。

今後につきましては、移転問題というものが、今後進む中でも、先ほど述べた日照問題と工事中の環境問題や、安全といった交通安全の問題が発生し、対応が必要となってまいります。

村では、今後、独自に自動車騒音振動測定というものを、6・7月の間に計画されているということでございますが、さらには高速交通対策課の人員を配置、増員などに対して、これから迎える村のこのリニアあるいは南信自動車道、三遠南信自動車道に対するその姿勢というものは、高く評価するところでございます。

今後さらに、行政、議会、対策委員会、対策協議会等で連絡を取り、一つ一つの事象について、連絡を密にしながらやっていきたいというふうに掲げると、お願いをするところではございますが、村長の掲げるむらづくり、このスーパーメガリージョンとすることでよく村長はおっしゃいますが、それに対するこのチャンスはどう生かすか、あるいはどうふうにこれを、そのチャンスもピンチになり得るということで、今後この自立した村民の皆さまの、皆さまの意見を充分に聞きながら、このリニアの問題につきましても進めてまいればいいのかなあということをお話し申し上げ、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で中森高茂議員の質問を終わります。

◇ 通告10番 後藤 章人 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告10番、後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議席番号8番、後藤章人でございます。

今回は、通年議会に対する村の考え方と、そして、電線の地下埋設は可能かということにつきまして、質問いたします。

はじめに、通年議会に対する考えについて、お聞きします。

喬木村議会は、ご承知のとおり、議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指し、議会の仕事、議員の仕事の理解を得るため、また、議会の見える化などを図るため、さまざまな取り組みをしてまいりました。

その中の一つに、議員のなり手不足の解消策の一つの方法として、幅広い職業の方々、幅広い年齢層から、なり手を探そう、そして立候補しやすい環境づくりをと考え、夜間・休日議会を実施してまいりました。

昨年、平成29年第4回定例会より試みを始め、今定例会で3回目を迎えます。イベント的に行うのではなく、継続して夜間・休日議会を開催するという点、そして議員

の立場から、議員としての仕事と自らの職業の両立を図るという点、開催に至るまでの視点、方法など、全国初ということから、メディアでも大きく何回も取り上げられました。

今定例会の後、次回9月定例会におきましては、1年経過ということで、検証結果を出さねばなりません。この試み始めるにあたっては、2時間の会議で何ができるのか、2時間ばかりで深い審議ができるのか等々、一般の方々からはかなり厳しいご意見を頂戴いたしました。

2時間で会議を終わらせるのが目的ではなく、2時間でいかに深い審議をするかが目的であり、そのため各議員は、時間をかけ、調査・研究を行ってきました。質問の方法を変えるなど、工夫を凝らしてまいりましたが、議会がこのように動けば、必ず役場の職員の皆さま方には負担がかかっていきます。そもそも夜間・休日議会を始めるにあたっては、職員組合の皆さま方には、協力に関して快い返事をいただきました。しかし、また、今のこの方法は、村長をはじめ職員の皆さま方のご苦労の上に成り立っていることは間違いありません。

検証が始まって1年が経過しようとしています。職員の皆さまの負担、肉体的、精神的、時間的な負担等、大変大きなものになっていると思われまます。

また現在、議会内では、通年議会を念頭に各議員が勉強をし、それぞれの考えをまとめようとしています。通年議会実施となれば、職員の皆さま方にかかる負担は、今よりもさらに大きく重くなることは明らかです。普段、職員の皆さま方にかかる負担の有無・大小に関して、直接話を聞く機会はなかなかありません。

そこで、現在の負担の状況、そしてさらに負担が増すであろうと思われる通年議会に対する考えをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 休日・夜間議会、議案の事前審議等、議会側の皆さまの議会改革に対するさまざまな取り組みに対しましては、改めて敬意を表したいというふうに思っております。

ご質問をいただきました職員の負担の問題につきましては、現状では、職員組合からも、議会に対して協力する旨の回答があったと承知をしておりますし、一般質問や常任委員会への出席のための休日出勤ですとか、夜間の残業はあるものの、問題とされるほどの負担増にはなっていない、と考えている職員が大半であるというふうに理

解をしております。

通年議会になると、さらにこう職員負担が増してくるというお話でございますけれども、通年議会、さまざまな方式があるようで、今喬木村村議会がどのような通年議会を想定されているかをまだ存じ上げておりませんので、仮定の話しかできないわけですが、現時点では、村議会がより魅力ある、そしてより興味のある議会活動をするために通年議会を模索するというので、これから研究をされていくということでお聞きをしておりますので、これから視察も計画されているようですし、村の議会の望む通年議会の方策をまずはお示しをいただいて、その上で職員組合、そして管理職の皆さまと、その対応や方針について意見交換をした上で、考えていきたいなというふうに思っているところであります。

いずれにしても、議会冒頭のあいさつでも申し上げましたが、議会が模索する最善の議会運営という目的達成のための支援については、全職員挙げて惜しまない覚悟でございますので、ぜひ、言葉が難しいんですけども、これで議会が活性化して、多くの方が喬木村の村政に興味を持っていただいて、議会活動が活発になるのであれば、職員一丸となって応援をしていきたいという覚悟ではあります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 議会に対する思いとか、大変すばらしい答弁をいただきましたので、かえってプレッシャーかなあというような気もしないでもありませんが、通年議会をどうするかということにつきましては、まず議会が決断しまして、行政との話し合いを行い、そして最終的な決定がなされるものと思っております。その際に起こり得る、通年議会を進めていったときに起こり得るさまざまな状況というものを想定し、深く討論することが大切と考えております。

本定例会の冒頭におきまして、村長あいさつの中で、議会改革には協力する旨をお聞きいたしました。

通年議会それが、通年議会が開催がどこかの部署に極端に負担をかけましたり、かけたりしますと、継続不可能な状況となって、元も子もないものになってしまうと思います。通年議会のなんたるか、メリット・デメリット、採用するも採用しないもきちんと見極め、これから調査し、方策を見つけていかなければいけないなということを思いました。

それでは次に、電線の地中化は可能かについて、質問いたします。

リニア関係の施設建設やインフラ整備にあたり、電気の使用量が格段に増すと思われます。従来であれば電柱が建てられるところですが、道路の新設・拡幅の際、景観の面、安全の面から、その設計に電線の地中埋め込みを入れ込むことは可能なのでしょうか。

東京都におきましては、来るオリンピックの開催というものを見据え、無電柱化を進めているようです。

また、長野県の本県、白馬村におきましては、6日開会の村議会定例会に、電柱を地中に埋設する無電柱化を村内で推進する条例案を提出しました。そこには、目的として、無電柱化の目的としまして主なものは、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、そして、無電柱化の推進に関する施策を、総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とするのとっております。

東京そして白馬村における無電柱化の推進の主なる背景は、主たる背景はそれぞれ違うとは思いますが、当村においては何を主たる目的とするか、と考えたとき、私は災害時に被害を最小限にとどめること、住民の皆さまの安全、安心を確保することであると考えます。東京都がするから、また白馬村がそうだから、ただやみくもに喬木も無電化を、無電化、無電柱化をというものではありません。

安全、安心等は金に代えられるものではありませんが、実は、日本が主に採用している埋設工事の方式では、ネット上からの情報ではありますけれども、1キロメートル当たり土木工事が3億5,000万円、そして電設工事が1億8,000万円、合計5億3,000万円がかかります。この金額を見ますと、ちょっと無電化をという話のトーンが下がってしまうのが本音でございます。国交省からの補助もあるとは聞いておりますが、これはまだ私としては確認してはありません。

しかしまた、住民の方々からも、安全面から電柱はどうにかならないのか、という声も聞かれます。全く無視するわけにはいかないと思っております。

通称、県道大島阿島線の城坂しかり、同じく県道下条米川飯田線しかりですが、既にできあがってしまっている道路への埋設については、非常に難しいと思われれます。ならば、これから新設される道路の道路であれば、設計の際、埋設も組み入れられるのではないかと考えた次第でございます。

しかし、先ほど申しましたとおり、工事にかかる金額がかなり高価なため、ぜひ、また必ず地中化をとら申しません、少しずつ可能性というものを探っていくことも大切なことなのではないかと思うのですが、村の考えをお聞かせください。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

井澤高速交通対策課長。

○高速交通対策課長（井澤広美） 議員のご指摘のとおり、電線の地中化及び無電柱化についてのメリットとしましては、景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、良好な景観を形成できること。無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性を確保すること。大規模災害時に電柱等の倒壊による道路の寸断を防止すること、といった点が挙げられます。

日本では、電線や電話線、光ケーブル等が電柱に共架されていることから、無電柱化のために地下に共同溝を設置し、その中に複数のケーブルを通す方法が採用されています。

先ほどもご指摘がありましたけれども、国土交通省が算出したこれまでの国内実績によりますと、共同溝や変圧器などの電気設備設置で、1キロメートル当たり5億3,000万円、1メートル当たり直しますと53万円といった、非常に多額の費用が必要となるところです。

また、災害時に被災した場合にですけれども、掘り返しての工事が必要となるため、阪神淡路大震災の際には、断線の調査や修理に時間がかかったといったような報告もなされているところです。

全国的な傾向では、電線の地中化や無電柱化は、景観や安全といったメリットよりも、現在、コストなどのデメリットの方が大きいため、東京23区内で8%、長野県内でも1%弱といった進捗状況というのが実態となっております。

良好な景観の形成は、非常に重要な視点でありますけれども、本村においては、事業化を図るだけの財政的な体力をまだ持ち合わせていないため、電線の地中化というのは、まだ時期尚早であると考えております。

ただし、先ほども高額ということがありましたけれども、より低コストな方法というのも、いま研究の方が随時進めておられるところでありまして、そちらの方も注視しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） ただいま私が調べてきた、ああそうなんだと思うことと、課長の答弁とかなり一致するところがありまして、ああ確かにそうなんだと、これは一朝一夕にできるものではないということも、確かに認識はいたしております。

ただ、先ほども申しました、ちょうど例に挙げました城坂、それから第二小学校の前の道とか、ほんとに危険が迫っているところもあります。ですから、必ずしも、ちょっと質問、地中化とはちょっと外れますけれども、それができないならば、何かそっちの安全面というものも考えていかなければならないなど、ほかの方策も調べていかなければならないなど、そんなようなことをただいま思ったところでございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（下岡幸文） 以上で後藤章人議員の質問を終わります。

◇ 通告 11 番 昼神 二三男 ◇

○議長（下岡幸文） 続きまして、通告 11 番、昼神二三男君。

○10 番（昼神二三男） 議席番号 10 番、昼神二三男でございます。

先日、1日平均365本の列車が運行し、約45万人が利用する東海道新幹線の車内で、3人が殺傷される事件が起きました。被害に遭われた女性を助けるために、勇敢な行動で制止しようとして殺害されました男性会社員の方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

東海道新幹線は、2015年の6月に、車内で71歳の男がライターでガソリンに火を付けて焼身自殺を図り、居合わせた女性が死亡し、多数の負傷者が出た事件を受けて、JR東海は、客室内を防犯カメラで常時撮影、乗務員や警備員による巡回の強化、不審な行動の通報呼びかけ、あるいはガソリンなどの可燃物液体の持ち込み禁止などの安全対策を進めてまいりましたが、この対策の限界が露呈した今回の事件でもあります。

航空機への搭乗と同じように、手荷物検査の実施を求める声もありますが、駅構内が狭く、検査のスペースの確保が難しい上、スマートフォンやICカードで簡単に乗れる利便性の低下は必至であります。

東京オリンピックやパラリンピックの開幕を2年後に控え、また、時速500キロのリニア中央新幹線も2027年に運行開始の予定である中で、警察や鉄道事業者が、二度とこのような悲惨な事件が発生しない対策を考えられると思いますが、何よりも利用者が、若干の利便性の低下を容認して、生命の安全確保を第一とする合意が必要であると痛感しておるところであります。

さて、今回、私は2つの質問をいたします。

まず、1つ目でございますが、村のメモリアルイベントについて、質問いたします。

メモリアルイベントとは、何かを記念した催し物という意味で質問いたします。

喬木村は、今さら言うまでもなく、明治8年1月、阿島・小川・伊久間・富田・加々須の5カ村が合併して、喬木村として発足し、現在に至っております。

明治8年は西暦1874年でありますので、今年で144年が経過したわけですが、合併した数年後には、分村の請願が県知事宛に複数回提出された実績がありますが、いずれも不許可となり、発足以来144年の長い歴史が継続されているわけです。

特に、平成16年7月に実施された合併の賛否を問う住民投票においては、自立を選び、その結果、分村も合併もない144年という、近隣には類を見ない歴史が継続されているわけです。

ちなみに北部4町村の状況では、松川町は、昭和31年に合併し、34年に生田村を編入していますが、松川町制としては62年。高森町は、昭和32年7月に山吹村と市田村の合併後、61年が経過。隣村の豊丘村は、30年4月町村合併促進法の施行により、神稲村と河野村が合併して豊丘村が発足、63年が経過しております。大鹿村は、喬木村と同じ明治8年1月23日に合併して大鹿村となりましたが、7年後の明治15年に分割して、大河原村と鹿塩村になりました。さらにその7年後の明治22年には、町村制の施行により、大河原と鹿塩の区域をもって大鹿村が発足しました。そして平成16年、隣接する松川町との合併の賛否を問う住民投票で反対多数となり、自立を選択したわけでありまして、大鹿村も130年近く合併をしていない村であります。

喬木村の分村も合併もせずに経過した144年の長い歴史の中で、平成元年には、喬木村115年という記念行事が行われました。記念事業が行われました。

村内の各地に村歌の一部が刻まれた碑を建立したり、8月のふるさと祭りで親しまれている喬木音頭や喬木小唄の制作、あるいは記念誌の編集など、115年のメモリアルにふさわしい事業が行われました。

それから20年が経過した平成21年には、喬木村発足135年として、各種の記念行事が実施されました。

ここで質問ですが、村が行うこれらの記念行事の計画にあたり、よりどころとなる条例等の決め事はあるのかどうか、伺います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 議員ご質問の記念行事の実施について、いつ行うか等について、
条例などの規定については、いま現在ございません。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） そうしますと、一般の予算と同じように、それじゃあ今年何かや
ろうかということから予算計上しての実施になるかと思うんですが、よくいいます、
何周年何周年というこのメモリアルですけれども、私が考えるに、一般的には5年単
位でなくて、何十周年、10年単位の節目が、実施の基本かなというふうに思うん
ですけれども、130、元へ。

115年を行った平成元年が、たまたま平成の出発点であったために、115年と
合致して、そこで記念事業を実施したのか。その辺についての理由、何かわかりまし
たらお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 議員ご指摘のとおり、記念イベントについては、節目の年に多く
が行われており、その節目とは、10年単位のものが多いなあと私も感じているとこ
ろであります。

それでは、なぜ115年なのかということになりますけども、実は平成元年は、明
治22年に法律で施行、法律であります町村制が施行されて以来、いま議員もおっし
ゃっておりましたが、100周年の年になります。

当村については、先ほど議員が言ったとおり、町村制が施行されるより前の明治8
年に村が発足して、それ以降は合併も分村もありませんので、村、村制施行としまし
ては、当然100周年になったということになります。

当時の新聞を振り返りますと、100周年を記念しまして、上郷、大鹿、下條、清
内路の4町村でも記念事業が開催されたとされております。

当村としましては、村制施行の100周年を祝うと同時に、町村制が施行されるよ
りも以前の明治8年には既に村が発足し、それ以来、115年もの間、着実な歩みを
遂げてきたという誇りも込めて、記念事業を開催したものと認識をしております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） なぜ平成元年に実施されたという説明、ありがとうございました。

先ほど言いましたように、今年が144年目でございます。来年は1つ加えて、喬木村発足145年となります。

国においては、天皇の退位、即位が行われまして、平成から新年号への変更の年でもあります。また、式年では150周年、あるいはリニア中央新幹線の開通など、節目にふさわしい年が目白押しだと思います。新年号の元年が145周年で、平成元年と同じようなメモリアルにふさわしい時ではないかと思えます。

そこで、村民と行政の協働によるメモリアルイベントの実施を提案したいと思いますが、村の考えは何かあるでしょうか。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 村発足115年の記念式典に際しまして、当時の松島五郎村長は、「記念の年に先人の歩みをいま一度顧み、今後のむらづくりの指針とし、豊かな自然環境の中で、調和のとれた活力あるむらづくりを進める」と寄せていられます。

145年、150年と、誠に悩ましいお話なんですけど、法律的に町村制が施行されたのは、確かに明治22年ということになりますので、145年、村が誕生して145年の年は、法施行後130周年ということになるかというふうに思っています。

ただ、住民意識の中では、115年、135年と大きなお祝いをしてまいりましたので、喬木村の村民の皆さんは、明治8年が村発足の年だという認識がほとんどじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

そんなわけで、来年は確かに元号も変わってまいりますけれども、議員が最初にご指摘をいただきましたとおり、何十周年というのが、節目の年としては私もふさわしいのではないかとこのように思っておりまして、150周年にあたります年に、何かお祝いができればいいなというふうに思っております。

そうしますと、明治8年以来150年を経たときには、リニアも三遠南信道も開通をほんとに間近に控えている時ということになりますので、村の歴史を振り返って、新たな村のあり方、未来像を構築するためには、その150周年、明治8年以来150周年が記念イベントにふさわしいのではないかなと、私個人的には考えておるところでございます。これはちょっと私的な考えで、村の中で議論した話ではございませんので、これから皆さんにお計らいをしていかなければいけないというふうに思っておりますが、過日、東京で関東ふるさと会の幹事会も行われまして、ぜひみんな一堂に会して村を訪れたいというお話がある中で、ついぼろっと、「もうじき150周年の

記念の年になりますので」というあいさつをしてみましたので、何とか実現したいなあという思いもございます。

今、村を出られて活躍している方々も含めて、関係者の皆さんとしっかりご協議していただいて、150周年という節目がお祝いできるようなイベントが計画できればいいのかなあというふうに思っておりますが、過去の115周年のとき、135周年のとき、大変大きなお金がかかっておりますので、しっかりと議論をして、皆さまが喜んでいただけるのであれば、このメモリアルイベントはしっかりと計画をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 心強いご答弁、ありがとうございます。

ぜひ私もですね、150年に立ち会えるような、健康に留意して生活していきたいと、みんな村民はそういう思いがあるかと思えます。ぜひ期待したいと思えます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次はですね、結婚祝い金の創設について、質問いたします。

人口減少問題は、喬木村に限らず、すべての行政における喫緊の課題であります。

限られた人口の中から、一人でも多く我が村へ住んでもらうための方策として、多様な補助制度を用いて、多くの住民が安全、安心で快適な暮らしができる環境づくりが、それぞれの行政で進められております。

喬木村においても98の補助金等の制度があり、多くの恩恵が享受できる状況であります。その中であって、結婚祝い金の制度はありません。結婚も人口増加の大きな担い手ではあると思えます。この祝い金を目当てに結婚する人はいないかもしれませんが、この制度のあり・なしによって、村の評価には大きな違いが出ると思えます。

商業、工業、農業などの制度には、当然地域差があることは理解できますが、ことこの結婚についてはですね、地域差はなく、人口増加策としてみたときに、近傍の町村と比較して劣っているのは、移住者の獲得は無理かと思えます。

制度の設定にあたっては、対象は、村内者と村外者のカップルであることだとか、あるいは事象後、村内に何年か住まなければ祝い金を返還してもらうなど、具体的な内容についての検討は必要でありますけれども、とにかく結婚祝い金というメニューを創設して、一人でも多くの移住者を迎える村の姿勢を示すことは、示すこの制度設定が必要であると思えます。

これにつきまして、村の考えをお伺いいたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） ご提案いただきまして、ありがとうございます。

議員よりご提案いただきました結婚祝い金につきましては、過去に、子育て支援も含めた祝い金制度を検討した中で、結婚祝い金についても、検討したという経過がございます。

ございますけれども、平成28年度に結婚された若い夫婦を応援する事業といたしまして、喬木村結婚新生活支援補助金というものを創設しております。喬木村に住んでいただきまして、子育て支援に対してさまざまな支援策をとりまとめることで、喬木村の人口増対策という考えで、制度の方を創設させていただきました。

第5次喬木村総合計画の移住定住重点プロジェクトの中では、魅力ある村が移住・定住のキーワードというふうに考えておりまして、さまざまな施策を提案し、事業化しておりますので、今後もプロジェクト等で費用対効果を検証しながら、協議の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神二三男君。

○10番（昼神二三男） 名目は違って、それなりの祝い金制度という制度があるということでございます。私が申し上げました結婚祝い金という、男の人と女の人が結ばれたお祝いということで、それによって子どもさんが、出産するわけですが、それらについては第1子、第2子以降の祝い金制度があります。

先ほど言ったように、結婚祝い金という、非常に誰が見ても簡潔に感じるようなこの名称ということですので、他の町村を真似るという意味ではありませんけれども、やっぱり具体的なですね、わかりやすい制度というのは、他の町村の方が見ても、喬木村の内容が充分理解できるようなものではないかというように思います。

過去には、これらの検討をされた後の現在の制度ということでもあります。機会があるごとにですね、これらについてももう一度見直していただくような、そんな場が設けられればいいのかというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下岡幸文） 以上で昼神二三男議員の質問を終わります。

3. 散会

○議長（下岡幸文） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後2時07分